車　力

公告単役－第45号
平成27年5月29日

契約担当官
航空自衛隊第３航空団
会計隊長　城垣　崇

公　　告

下記により一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」を熟知の上参加されたい。

記

1 競争入札に付する事項	(1) 件名	車両現地外注整備（スバル小型 1.7点以下12件）
	(2) 履行期間	平成27年6月16日～平成28年3月31日
	(3) 履行場所	契約業者整備工場
2 入札日時		平成27年6月16日（火） 14時00分
3 入札場所		航空自衛隊三沢基地（合同庁舎１階会計隊入札室）
4 参加資格		(1) 予決令第70条及び第71条の規定に該当する者でないこと。 (2) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のＤ等級以上に格付けされた東北地域の競争参加資格を有する者。 (3) 経理装備局長から又は航空幕僚長等から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。 (4) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。 (5) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を経理装備局長が認めた場合には、この限りではない。
5 入札方法		入札者は消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった価格の１０８分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。
6 保証金		入札保証金及び契約保証金　免除
7 入札の無効		４の参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に反した入札は、無効とする。
8 契約書等作成の有無		有
9 契約の方法		単価契約
10 契約条項を示す場所		航空自衛隊三沢基地第３航空団会計隊事務室 航空自衛隊三沢基地ホームページ
11 郵便入札の許否		許可　※　事前に申し出ること。
12 その他		(1) 純正部品は、各社純正部品価格表に示す標準価格から、別表による割引率を適用した価格とする。 (2) 入札保証金の納付を免除してあるが、落札者が契約を結ばないときは、入札保証金相当額を徴収する。 (3) 入札への参加を希望するものは、入札日までに上記の参加資格の写しを契約担当官まで提出すること。 (4) 本書記載事項の詳細については、会計隊契約班に照会のこと。 TEL（0176）53-5464　担当：太田

内訳書

出納区分	要求番号	項目番号	品名	規格	単位	予定数量	単価	金額	備考
B	外注車-1	1	車両現地外注整備	スバル 小型 共通仕様書のとおり	点	1.7			
B	外注車-1	2	車両運搬	スバル 小型 共通仕様書のとおり	台	1			
B	外注車-1	3	車両現地外注整備	トヨタ 小型 共通仕様書のとおり	点	57.2			
B	外注車-1	4	車両運搬	トヨタ 小型 共通仕様書のとおり	台	10			
B	外注車-1	5	車両現地外注整備	日産 小型 共通仕様書のとおり	点	96.4			
B	外注車-1	6	車両運搬	日産 小型 共通仕様書のとおり	台	20			
B	外注車-1	7	車両現地外注整備	三菱 小型 共通仕様書のとおり	点	24.0			
B	外注車-1	8	車両運搬	三菱 小型 共通仕様書のとおり	台	4			
B	外注車-1	9	車両現地外注整備	三菱 大型 共通仕様書のとおり	点	39.6			
B	外注車-1	10	車両運搬	三菱 大型 共通仕様書のとおり	台	4			
B	外注車-1	11	車両現地外注整備	いすゞ 大型 共通仕様書のとおり	点	769.2			
B	外注車-1	12	車両運搬	いすゞ 大型 共通仕様書のとおり	台	74			
				以下余白					

車両純正部品割引率　　別表

品名	規格	割引率
車両純正部品	スバル純正部品	14.0%
車両純正部品	トヨタ純正部品	10.0%
車両純正部品	日産純正部品	9.0%
車両純正部品	三菱自動車純正部品	20.0%
車両純正部品	三菱ふそう純正部品(ノズル以外)	20.0%
車両純正部品	三菱ふそう純正部品(ノズル)	35.0%
車両純正部品	いすゞ純正部品	17.5%

車分基ＬＰＳ－Ｖ００００４
平成２６年５月１４日

現地外注整備共通仕様書
（道路運送車両法適用市販型車両）

航空自衛隊車力分屯基地

１　総　　則
１．１　適用範囲 ―― 3
１．２　用語の定義 ―― 3
１．３　関連文書 ―― 4
２　役務に関する要求
２．１　一般 ―― 4
２．２　整備作業の種類 ―― 4
２．３　作業内容 ―― 5
２．４　部品・材料 ―― 6
２．５　機能・性能 ―― 7
２．６　かし担保期限 ―― 7
３　品質保証
３．１　品質保証資料 ―― 7
３．２　監督・検査 ―― 7
４　出荷条件
４．１　製品の包装 ―― 7
４．２　包装の表示 ―― 7
５　その他の指示
５．１　提出書類 ―― 7
５．２　附帯作業点数 ―― 8
５．３　官給品 ―― 8
５．４　附属品・予備品 ―― 8
５．５　計測器・試験装置 ―― 8
５．６　安全管理 ―― 8
５．７　補給の手続き ―― 8
５．８　契約相手方の技術協力 ―― 8
５．９　輸送 ―― 8
５．10　仕様書の疑義 ―― 8
様式第１　車両等員数表 ―― 9
様式第２　必要部品及び修理要領明細書 ―― １０、１１
様式第３　官給部品使用明細書 ―― １２、１３
付紙　官給部品使用明細書作成要領 ―― １４
様式第４　材料使用明細書 ―― １５、１６
様式第５－１　修理不能品発生（見込）報告書 ―― １７
様式第５－２　計算内訳資料 ―― １８
様式第６　回収品リスト ―― １９

<table>
<tr><td colspan="4">航　空　自　衛　隊　仕　様　書</td></tr>
<tr><td rowspan="2">仕様書の
種　類</td><td>内　容　に　よ　る　分　類</td><td colspan="2">役　務　仕　様　書</td></tr>
<tr><td>性　質　に　よ　る　分　類</td><td colspan="2">共　通　仕　様　書</td></tr>
<tr><td rowspan="5">品　名
又は
件　名</td><td rowspan="5">現地外注整備共通仕様書

（道路運送車両法適用市販型車両）</td><td colspan="2">車分基ＬＰＳ－Ｖ００００４</td></tr>
<tr><td>承　認</td><td>平成２６年　５月１４日</td></tr>
<tr><td>作　成</td><td>平成２６年　５月１４日</td></tr>
<tr><td>改　正</td><td>平成　　年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>作成部隊名</td><td>車力分屯基地</td></tr>
</table>

１．　総　則

１．１　適用範囲

（１）　この仕様書は、車力分屯基地（基地業務担当部隊等の長）が行う道路運送車両法の適用を受ける市販型車両の外注整備について、契約相手方が実施する共通事項について規定する。

（２）　この仕様書に規定する内容と個別仕様書に規定する内容が相違する場合は、個別仕様書を優先する。

１．２　用語の定義

この仕様書及びこの仕様書を適用する個別仕様書において用いる用語の定義は、次による。

（１）　参考文書

参考文書とは、当該仕様書に規定した事項を更に理解させるため参考となる文書及び図面をいう。

（２）　個別ＴＯ等

個別ＴＯ等とは、次に示すものをいう。

（ａ）　当該車両等に適用する技術指令書（Ｊ．Ｔ．Ｏ．）

（ｂ）　製造会社取扱説明書等（製造会社が車両等の整備を目的として作成した取扱説明書、修理書、オーバーホール指令書、整備基準、部品目録及び図面で整備作業の基準となるもの。）

（３）　車両等

車両等とは、航空自衛隊車両等整備基準　（Ｊ．Ｔ．Ｏ．００－１０－９）の第１－２表（市販型車両）に示す車両及びその構成品、部品、付属品及び予備品をいう。

（４）　修理不能

修理不能とは、次の各号の場合をいう。

（ａ）　個別仕様書に規定された修理限度を超える場合

（ｂ）　個別仕様書に特に規定がない限り、修理に必要な部品材料費（官給品を含む。）、役務費及び梱包輸送費を含む総費用が新品取得価格の６５％以上になる場合

（ｃ）　特に官が規定した場合

（５）　監督

監督とは、契約の適正な履行を確保するため契約相手方の履行途中において契約の要求事項に適合するか否かを確認することをいう。

（６）　検査

検査とは、調達物品等の品質及び数量等が当該契約の要求事項に適合するか否かを確認し合格又は不合格の判定を行うことをいう。

１．３　関連文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

１．３．１　引用文書

（１）　法令等

道路運送車両法（昭和２６年法律第１８５号）
道路運送車両法施行規則（昭和２６年運輸省令第７４号）
道路運送車両の保安基準（昭和２６年運輸省令第６７号）
自動車点検基準（昭和２６年運輸省令第７０号）
自動車の点検及び整備に関する手引（昭和５８年運輸省告示第１２３号）
航空自衛隊物品管理補給手続（ＪＡＦＲ１２５）
優良自動車部品の採用について（空幕調達第２７５号４０．１１．８）

（２）　技術指令書

航空自衛隊装備品等共通整備基準　（Ｊ．Ｔ．Ｏ．００－１０－１）
航空自衛隊車両等整備基準　（Ｊ．Ｔ．Ｏ．００－１０－９）
車両等の塗装及び標識　（Ｊ．Ｔ．Ｏ．３６－１－３）
車両等の防錆処置要領　（Ｊ．Ｔ．Ｏ．３６－１－５２）
個別ＴＯ等

１．３．２　参考文書

（１）　法令等

防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令
（昭和３３年総理府令第１号）
航空自衛隊調達規則　（ＪＡＦＲ１２４）

（２）　技術指令書

航空自衛隊技術指令書制度　（Ｊ．Ｔ．Ｏ．００－５－１）
航空装備品等の包装　（Ｊ．Ｔ．Ｏ．００－８５－３）

（３）　その他

航空自衛隊装備品等整備規則（昭和４６年航空自衛隊達第１０号）

２．　役務に関する要求

２．１　一般

整備作業は、次の各号に示す要求事項を満足するものとし、整備作業の実施に際しては、車両等の特性、状態を考慮して、整備資源及び整備工数等を経済的かつ効率的に使用して作業を実施しなければならない。

２．２　整備作業の種類

契約相手方の行う整備作業の種類は、次に示すもののうちから個別仕様書で指定する。

２．２．１　定期点検

定期点検は、道路運送車両法第４８条に基づく定期点検（３か月、１２か月、２４か月）を次の工程に従い実施するものとする。定期点検の結果、道路

運送車両法の保安基準（以下、保安基準という。）に適しない状態（おそれがある場合を含む。）にあると認められる場合は、その状態を契約担当官等に報告し、承認を得た後（２）、（３）の作業を実施するものとする。

（１）　定期検査
（２）　分解検査
（３）　修理等

２．２．２　その他の整備

その他の整備は、計画整備と異なる時期において発生した不具合箇所を改善するため実施する部品交換、修理等の作業であり実施時期、期間については官側との調整による。要求する作業内容は個別仕様書の別紙（作業指示）に記載して示す。

２．３　作業内容

この仕様書の２．２項に示す各工程の作業は、個別仕様書で特に規定するほか、次により実施しなければならない。

２．３．１　定期点検

（１）　定期点検は、自動車点検基準及び自動車の点検及び整備に関する手引に基づき目視点検、機能点検、又は計測等の作業を行い車両等が規定の性能を発揮するに必要な作業の要否を確認する。確認の結果を自動車点検基準に定められた定期点検整備記録簿等に記録するものとする。

（２）　定期点検に先立ち附属品・予備品を車両等に備え付けられている車歴簿の付属品・工具員数表により、員数を確認し車両等員数表（様式第１）に記録するものとする。ただし、契約相手方への出荷に先立ち、車両に備え付けの付属品等は車両の走行に支障のない範囲で卸下するものとする。

２．３．２　車検関連作業

車検関連作業は車両検査有効期限を更新するための事前の作業、機能試験及び調整であり、次の項目を示す。

（１）　保安確認検査
灯火類の点灯確認、ホーンの音量、ブレーキ制動力の測定、駐車ブレーキ測定、排ガス測定、サイドスリップ測定、ヘッドライト光軸光量測定、車両の機能及び状態の点検

（２）　下廻り塗装
防錆のためのシャシ塗装

（３）　ヘッドライト調整
光軸の調整

（４）　ブレーキ清掃
ブレーキドラム、ライニング清掃、ブレーキローター及びパッドの当たり面の清掃

（５）　エンジン、下廻り洗浄
スチームクリーナーによる洗浄

２．３．３　分解検査

分解検査は２．２．１に示すとおり、契約担当官の承認を得た後必要な単位に分解して検査する。また、分解した部品は個別仕様書に引用する技術指令書定める整備基準等に基づき、目視点検、機能点検又は計測等の作業を行い車両等が規定の性能発揮するに必要な修理方法及び交換を要する構成品、部品・材料（以下、部品等という）を判定する。結果を監督官に報告し指示

のもと、必要部品及び修理要領明細書（様式第２－１及び２－２）に記録し、必要部品の発注及び修理、交換作業を開始するものとする。
なお、分解した部品等は交換を要する部品等を除き、必要な清浄度を保持するための処置を行う。

２．３．４　修理等

修理等は、この仕様書の２．３．３項で判定された修理方法により要修理箇所を車両等が規定の性能を発揮するよう修復するため、次の作業を行う。

（１）　交換

交換は、この仕様書の２．３．３項で交換を要すると判定された部品等を２．４項により交換する。交換した部品等は、次の書類に記録する。

（ａ）　官給品の場合：官給部品使用明細書（様式第３－１及び３－２）

（ｂ）　会社準備品の場合：材料使用明細書（様式第４－１及び４－２）又は使用材料を明確にする契約相手方が定めた書類

（２）　加工　加工は、修理のため要修理品の状態、特性に応じ最も適した方法で行う。

（３）　組立・調整

組立・調整は、この仕様書の２．３．３項で使用可能品と判定されたもの、又は２．３．４項の（１）及び（２）により修復した部品等を車両等の性能を発揮させるため適正な手順、方法により組立、必要に応じ各部位を調整する。

（４）　潤滑

潤滑は、車両等の必要な部位又は部品等に必要な潤滑効果を得るため適合した油脂を選定（官給品を除く。）のうえ適正量を給油する。

２．３．５　塗装等

（１）　塗装及び標識

塗装及び標識は、個別仕様書（作業内容）で指定する。作業はＪ．Ｔ．Ｏ．３６－１－３に基づいたものとする。

（２）　塗色

塗色は、Ｊ．Ｔ．Ｏ．３６－１－３による。ただし、部分塗色を実施する場合には、周辺の塗色に極力一致させるものとする。

２．３．５　作業の中止

次に示す場合は作業を一時中止し、契約担当官等に申し出て指示を受けるものとする。

（１）　車両等を修復するため、仕様書で規定した以外の整備作業が必要な場合

（２）　当該車両等が整備作業中に修理不能に該当すると判明した場合。ただし、１．２項（４）（ｂ）に該当する場合は、修理不能品発生（見込）報告書（様式第５－１）及び計算内訳資料（様式第５－２）を作成し契約担当官に提出するものとする。

２．４　部品・材料

（１）　整備作業に必要な部品・材料は、個別仕様書で規定したものを除き契約相手方において準備する。

（２）　部品・材料は原則として製造会社の純正部品とする。

（３）　整備作業において、修理不能品（組部品）が発生し、これの使用可能な部位等が他の組部品の修理等に流用することが可能な場合は、活用を図るものとする。た

だし、流用は同一契約の範囲とする。

２．５　機能・性能

車両等の機能・性能は、保安基準及び自動車点検基準に適合しなければならない。なお、個別仕様書に他の規定がある場合は、個別仕様書による。

２．６　かし担保期限

２．６．１　対象品

（１）　整備契約装備品等

（２）　前（１）の物品を整備するために使用する業者負担品のうち次に示す品目

（ａ）　修復製品目

（ｂ）　非修復製品目のうち概ね単価１０万円以上で、かつ品質性能が不安定で交換頻度が高いものについて官が選定した品目

（ｃ）　特に官から指示された品目

２．６．２　かし担保期限

かし期限は整備完成品の納入予定の翌月から起算し、契約条項に定めるかし期間の満了の月とする。

３．　品質保証

３．１　品質保証資料

契約相手方は、この仕様書の２．３項及び２．５項により作成した結果等を品質保証資料として、これらの写しを契約が完了した会計年度の翌年の１月１日から５年間保管し、いつでも参照できる状態にしておかなければならない。

３．２　監督・検査

監督・検査は、契約担当官等の定める監督及び検査実施要領により実施するものとする。

４．　出荷条件

４．１　製品の包装

整備完成の部品等及び返納品で輸送又は保管のため包装を必要とするものは部品及び返納品の状態に応じ適切な包装を実施するものとする。

４．２　包装の表示

整備完成の部品等及び返納品で包装を行うものについては包装の見やすい箇所に次の表示を行わなければならない。ただし、それらの性質、状態により一部を省略することができる。

（１）　航空自衛隊標識マーク

（２）　品名及び型式

（３）　物品番号

（４）　製造番号

（５）　調達要求番号

（６）　契約番号

（７）　数量

（８）　納入業者

（９）　納入年月日

５．　その他の指示

５．１　提出書類

契約相手方は、必要に応じて次の書類を提出しなければならない。

（１）　車両等員数表（様式第１）

（２）　必要部品及び修理要領明細書（様式第２－１及び２－２）

（３）　官給部品使用明細書（様式第３－１及び３－２）
（４）　材料使用明細書（様式第４－１及び４－２）又は使用材料に係る契約相手方の定めた書類
（５）　修理不能品発生（見込）報告書（様式第５－１）
　　計算内訳資料（様式第５－２）
（６）　回収品リスト（様式第６）
（７）　その他契約担当官の指示するもの。

５．２　**附帯作業点数**

定期点検及び車検関連作業時に発生した附帯作業の作業点数は整備振興会が発行する自動車整備標準作業点数表を基準とする。ただし、発生した附帯作業の作業項目が点数表に掲載されていない場合は、官側との協議のうえ附帯作業点数を決定するものとする。

５．３　**官給品**

官給品の品目、数量は平成２７年度官給品年間使用予定数量による。

５．４　**附属品・予備品**

附属品・予備品の整備は、個別仕様書で特に規定した場合を除き原則として整備の対象外とする。

５．５　**計測器・試験装置**

車両等が要求事項に適合していることを確認するために使用する計測器・試験装置は、道路運送車両法の規定に適合したものでなければならない。

５．６　**安全管理**

契約相手方は、各種試験の実施、危険物及び高圧ガスの製造取扱、公害の発生する恐れのあるものの取扱並びにその他作業事故を起こしやすい作業について法令に係るものは当該法令に基づき、その他のものは規格等（契約相手方が必要により定めた基準等を含む。）に基づき適切な安全管理を実施しなければならない。

５．７　**補給の手続き**　次に示す補給上の手続きについては、契約担当官の指示による。
（１）　車両等の受け渡し
（２）　官給品の請求手続等
（３）　交換した旧部品の返納処置

５．８　**契約相手方の技術協力**

契約相手方は、官から次の事項について依頼された場合には、技術協力を実施しなければならない。
（１）　不具合に関する原因、対策及び処置に関する調査検討
（２）　技術的事項に関する資料等の提出又は提示

５．９　**輸送**

輸送（搬入、搬出）は、契約相手側において実施し、移動時の事故等による保証を含むものとする。

５．10　**仕様書の疑義**

この仕様書について、疑義を生じた場合は、契約担当官を通じて調達要求元と調整するものとする。

様式第１

車両等員数表					
車両名		受入年月日			
物品番号		差出部隊名			
証書番号		車両番号			
調達要求番号		契約番号		会社名	

物品名	定数	現数	状態

搬入時累計走行キロ（時間）			
検査員		監督官印	

様式第２－１

必要部品及び修理要領明細書

調達要求番号	
契約番号	
物品番号	
品名（型式）	
一連番号	
適用技術図書	Ｎｏ　　発刊　　年　　月　　日
会社名	
印	
監督官名	印
確認年月日	

注：適用技術図書は本表作成にしようしたＴＯ（日付を含む。）のみ記載する。

様式第２－２

物品番号	部品番号	品名	一台当り数量	単位	必要部品数			修理方法	備考
					欠陥	交換	計		

様式第３－１

官給部品使用明細書	提出会社 作成者		監督官等 確認印		提出 番号	頁	
調達要求番号		契約品名		明細書作成対象品名・数量			
契約番号(年月日)							

項目番号	物品番号	部品番号	品名	単位	数量	単価	金額	備考

記入要領については、付紙のとおり。

様式第３－２

頁	

項目番号	物品番号	部品番号	品名	単位	数量	単価	金額	備考

付紙

官給部品使用明細書作成要領

1　官給部品使用明細書（以下，“明細書”という。）は，契約書の官給部品表に記載されている品目ごとに作成し監督官の確認を得るものとする。

2　様式は，別紙様式第３とし（１頁目はその１，２頁目はその２を使用）記入要領は，次による。

（１）「提出会社」

契約相手方の会社名を記入する。

（２）「作成者」

契約書に記載された代表者名を記入する。

（３）「提出番号」

同一の契約における提出回数を記入する。

（４）「頁」

頁番号及び総員数を記入する。

（５）「調達要求番号」「契約品名」「契約番号（年月日）」

契約書に記載された調達要求番号，契約品名，契約番号及び契約年月日を記入する。

（６）「明細書作成対象品名・数量」

官給部品表に記載された品名のうち，当該明細書作成の対象とした品名及び数量を記入する。

（７）「項目番号」

表に記入する官給部品について一連の番号を記入する。

（８）「物品番号」「部品番号」「品名」「単位」「単価」

官給部品表に記載されている物品番号，部品番号，品名，単位及び単価を記入する。

なお，官給部品表に記載されていない場合は担当者に問合わせたうえ記入する。

（９）「数量」

当該契約のうち対象品目に使用した官給部品の数量を記入する。

(10)「金額」

数量×単価で算出した金額を記入する。

(11)「備考」

その他，参考となる事項を記入する。

様式第４－１

材料使用明細書	提出会社 作成者		監督官等 確認印		提出 番号	頁	
調達要求番号		契約品名		明細書作成対象品名・数量			
契約番号(年月日)							

項目 番号	物品番号	部品番号	品名	単位	数量	単価	金額	備考

様式第４－２

項目番号	物品番号	部品番号	品名	単位	数量	単価	金額	備考

様式第５－１

修理不能品発生（見込）報告書

航　空　自　衛　隊

部　隊　名

契　約　担　当　官　　殿

住　　所

会　社　名

代表者名　　印

調達要求番号		数　　量	
契　約　番　号		金　　額	
契約年月日		納　　期	
品　　名			

上記契約について，修理限度額超過が見込まれますので，指示されたく報告します。

監督官確認

年　月　日

階　　級

氏　　名　　印

注：様式第５－２の計算内訳資料を添付するものとする。

計　算　内　訳　資　料

1	品　　名			
2	物　品　番　号			
3	数　　量			
4	取　得　価　格			
5	一　連　番　号			
6	直接材料費 加　工　費 直　接　経　費			
	（製造原価） 一　般　管　理　費			
	（総原価） 支　払　利　子 利　　益 梱包・輸送費			
	（修　理　費）			
7	官　給　部　品　費			
8	総　修　理　費			
9	（８÷４）（％）			
10	摘要			

様式第６

回　収　品　リ　ス　ト

車種		調達要求番号	
車番		契　約　番　号	
回収年月日		契約会社名	
監督官			

	品　　名	P／N 又は S／N	単位	数量	状　態	金　額	重　量 (kg)	材質

回収年月日 階級　　氏名	印

車分基ＬＰＳ－Ｖ００００５
平成２６年５月１４日

現地外注整備共通仕様書
（道路運送車両法適用除外市販型車両）

航空自衛隊車力分屯基地

目次

1　総　　則
　1．1　適用範囲 ―― 3
　1．2　用語の定義 ―― 3
　1．3　関連文書 ―― 4
2　役務に関する要求
　2．1　一般 ―― 5
　2．2　整備作業の種類 ―― 5
　2．3　作業内容 ―― 5、6
　2．4　部品・材料 ―― 7
　2．5　機能・性能 ―― 7
　2．6　かし担保期限 ―― 7
3　品質保証
　3．1　品質保証資料 ―― 7
　3．2　監督・検査 ―― 7
4　出荷条件
　4．1　製品の包装 ―― 7
　4．2　包装の表示 ―― 7
5　その他の指示
　5．1　提出書類 ―― 8
　5．2　附帯作業点数 ―― 8
　5．3　官給品 ―― 8
　5．4　附属品・予備品 ―― 8
　5．5　計測器・試験装置 ―― 8
　5．6　安全管理 ―― 8
　5．7　補給の手続き ―― 8
　5．8　契約相手方の技術協力 ―― 8
　5．9　輸送 ―― 8
　5．10　仕様書の疑義 ―― ~~8~~ 9
様式第1　車両等員数表 ―― ~~9~~ 10
様式第2　必要部品及び修理要領明細書 ―― ~~10、11~~ 11、12
様式第3　官給部品使用明細書 ―― ~~12、13~~ 13、14
付紙　官給部品使用明細書作成要領 ―― ~~14~~ 15 以下同じ
様式第4　材料使用明細書 ―― 15～16
様式第5－1　修理不能品発生（見込）報告書 ―― 17
様式第5－2　計算内訳資料 ―― 18
様式第6　回収品リスト ―― 19
様式第7　車両作業用紙（一般車両） ―― 20、21
様式第8　車両作業用紙（施設、荷役、その他の車両等） ―― 22、23
別紙　一般車両検査手順 ―― 24～32
別紙　施設、荷役用及びその他の車両検査手順 ―― 33～~~34~~ 35

<table>
<tr><td colspan="4">航　空　自　衛　隊　仕　様　書</td></tr>
<tr><td rowspan="2">仕様書の
種　類</td><td>内　容　に　よ　る　分　類</td><td colspan="2">役　務　仕　様　書</td></tr>
<tr><td>性　質　に　よ　る　分　類</td><td colspan="2">共　通　仕　様　書</td></tr>
<tr><td rowspan="5">品　名
又は
件　名</td><td rowspan="5">現地外注整備共通仕様書
（道路運送車両法適用除外
市販型車両）</td><td colspan="2">車分基ＬＰＳ－Ｖ００００５</td></tr>
<tr><td>承　認</td><td>平成２６年　５月１４日</td></tr>
<tr><td>作　成</td><td>平成２６年　５月１４日</td></tr>
<tr><td>改　正</td><td>平成２７年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>作成部隊名</td><td>車力分屯基地</td></tr>
</table>

１．　総　則

１．１　適用範囲

（１）　この仕様書は、車力分屯基地（基地業務担当部隊等の長）が行う道路運送車両法適用除外の市販型車両の外注整備について、契約相手方が実施する共通事項について規定する。

（２）　この仕様書に規定する内容と個別仕様書に規定する内容が相違する場合は、個別仕様書を優先する。

１．２　用語の定義

この仕様書及びこの仕様書を適用する個別仕様書において用いる用語の定義は、次による。

（１）参考文書

参考文書とは、当該仕様書に規定した事項を更に理解させるため参考となる文書及び図面をいう。

（２）個別ＴＯ等

個別ＴＯ等とは、次に示すものをいう。

（ａ）　当該車両等に適用する技術指令書（Ｊ．Ｔ．Ｏ.）

（ｂ）　製造会社取扱説明書等（製造会社が車両等の整備を目的として作成した取扱説明書、修理書、オーバーホール指令書、整備基準、部品目録及び図面で整備作業の基準となるもの。）

（３）　車両等

車両等とは、航空自衛隊車両等整備基準（Ｊ．Ｔ．Ｏ．００-１０-９）の第１－２表に示す車両及びその構成品、部品、付属品及び予備品をいう。

（４）修理不能

修理不能とは、次の各号の場合をいう。

（ａ）　個別仕様書に規定された修理限度を超える場合

（ｂ）　個別仕様書に特に規定がない限り、修理に必要な部品材料費（官給品を含む。）役務費及び梱包輸送費を含む総費用が新品取得価格の６５％以上になる場合

（ｃ）　特に官が規定した場合

（５）　監督

監督とは、契約の適正な履行を確保するため契約相手方の履行途中において、契約の要求事項に適合するか否かを確認することをいう。

（６）　検査

検査とは、調達物品等の品質及び数量等が当該契約の要求事項に適合するか否かを確認し合格又は不合格の判定を行うことをいう。

１．３　関連文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

１．３．１　引用文書

（１）　法令等

大気汚染防止法（昭和４３年法律第９７号）
水質汚濁防止法（昭和４５年法律第３８号）
自衛隊の使用する自動車に関する訓令（昭和４５年防衛庁訓令第１号）
優良自動車部品の採用について（空幕調達第２７５号４０．１１．８）
航空自衛隊物品管理補給手続（ＪＡＦＲ１２５）

（２）　技術指令書

航空自衛隊装備品等共通整備基準　（Ｊ．Ｔ．Ｏ．００－１０－１）
航空自衛隊車両等整備基準　（Ｊ．Ｔ．Ｏ．００－１０－９）
航空自衛隊の車両及び器材等に対する給油指令　（Ｊ．Ｔ．Ｏ．００－２０Ｂ－６）
車両等の塗装及び標識　（Ｊ．Ｔ．Ｏ．３６－１－３）
車両等検査要項　（Ｊ．Ｔ．Ｏ．３６－１－６）
車両等の防錆処置要領　（Ｊ．Ｔ．Ｏ．３６－１－５２）
個別ＴＯ等

（３）　規格

ＪＩＳ　Ｚ　９９０３　品質システム－最終検査・試験における品質保証モデル

（４）　仕様書

ＤＳＰ　Ｚ　９００３　検査制度共通仕様書
ＤＳＰ　Ｚ　９００４　技術変更提案の様式

（５）　その他

航空自衛隊装備品等技術変更提案規則（昭和４６年航空自衛隊達第３２号）

１．３．２　参考文書

（１）　技術指令書

航空自衛隊技術指令書制度　（Ｊ．Ｔ．Ｏ．００－５－１）
航空装備品等の包装　（Ｊ．Ｔ．Ｏ．００－８５－３）

（２）　規格

ＪＩＳ　Ｚ　９９０１　品質システム－設計、開発、製造、据付及び付帯サービスにおける品質保証システム

ＪＩＳ　Ｚ　９９０２　品質システム－製造、据付及び付帯サービスにおける品質保証モデル

（３）　仕様書

ＤＳＰ　Ｚ　９００１　品質保証共通仕様書
ＤＳＰ　Ｚ　９００２　品質管理共通仕様書
ＤＳＰ　Ｚ　９００５　品質保証共通仕様書
ＤＳＰ　Ｚ　９００６　品質管理共通仕様書
Ｃ　＆ＬＰＳ－Ｙ００００７　調達品等一般共通仕様書

（４）　その他

航空自衛隊装備品等整備規則（昭和４６年航空自衛隊達第１０号）

２．　役務に関する要求

２．１　一般

整備作業は、次の各号に示す要求事項を満足するものとし、整備作業の実施に際しては、車両等の特性、状態を考慮して、整備資源及び整備工数等を経済的かつ効率的に使用して作業を実施しなければならない。

２．２　整備作業の種類

契約相手方の行う整備作業の種類は、次に示すもののうちから個別仕様書で指定する。

２．２．１　定期点検

定期点検は、この仕様書の１．３．１項（２）のＪ．Ｔ．Ｏ．００－１０－９に定めるＩ検査又はM検査を次の工程に従い実施するものとする。定期検査の結果、自衛隊の使用する自動車に関する訓令の保安基準（以下、保安基準という。）に適合しない状態（おそれがある場合を含む。）にあると認められる場合は、その状態を契約担当官等に報告し、承認を得た後（２），（３）の作業を実施するものとする。

（１）　定期検査
（２）　分解検査
（３）　修理等

２．２．２　その他の整備

その他の整備は、計画整備と異なる時期において発生した不具合箇所を改善するため実施する部品交換、修理等の作業であり実施時期、期間については官側との調整による。要求する作業内容は個別使用書の別紙（作業指示）に記載して示す。

３．３　作業内容

この仕様書の２．２項に示す各工程の作業は、個別仕様書で特に規定するほか、次により実施しなければならない。

２．３．１　定期点検

（１）　定期点検は、この仕様書の１．３．１項（２）のＪ．Ｔ．Ｏ．００－１０－９に定めるＩ検査又はM検査について、Ｊ．Ｔ．Ｏ．３６－１－６及び別紙（一般車両検査手順）、（施設、荷役用その他の車両の検査手順）の手順に従い個別仕様書に引用する技術指令書に定める整備基準等に基づき目視点検、機能点検又は計測等の作業を行い、車両等が規定の性能を発揮するに必要な作業の要否を確認するとともに結果を該当する作業用紙（様式第７，８）に記録するものとする。

（２）　定期点検に先立ち附属品・予備品を車両等に備え付けられている車歴簿の付属品・工具員数表により、員数を確認し車両等員数表（様式第１）に記録するものとする。ただし、契約相手方への出荷に先立ち、車両に備え付けの付属品等は車両の走行に支障のない範囲でしゃ下するものとする。

（３）　Ｉ検査及びM検査における検査項目は別紙（一般車両及び施設荷役その他の車両の検査手順）のとおり。

２．３．２　車検関連作業

車検関連作業は車両検査有効期限を更新するための事前の作業、機能試験及び調整であり、次の項目を示す。

（１）保安確認検査

灯火類の点灯確認、ホーンの音量、ブレーキ制動力の測定、駐車ブレーキ測定、排ガス測定、サイドスリップ測定、ヘッドライト光軸光量測定、車両の機能及び状態の点検

（２） 下廻り塗装

防錆のためのシャシ塗装

（３） ヘッドライト調整

光軸の調整

（４） ブレーキ清掃

ブレーキドラム、ライニング清掃、ブレーキローター及びパッドの清掃

（５） エンジン、下廻り洗浄

スチームクリーナーによる洗浄

２．３．３　分解検査

分解検査は、２．２．１に示すとおり、契約担当官の承認を得た後、必要な単位に分解する。また、分解した部品は個別仕様書に引用する技術指令書に定める整備基準等に基づき、目視点検、機能点検又は計測等の作業を行い車両等が規定の性能を発揮するに必要な修理方法及び交換を要する構成品、部品・材料（以下、品等という。）を判定する。結果を監督官に報告し指示のもと、元要部品及び修理明細（様式第２－１及び２－２）に記録し、必要部品の発注及び修理、交換作業を開始するものとする。なお、分解した部品等は交換を要する部品等を除き、必要な清浄度を保持するための処置を行う。

２．３．４　修理等

修理等は、この仕様書の２．３．３項で判定された修理方法により要修理箇所を車両等が規定の性能を発揮するよう修復するため、次の作業を行う。

（１） 交換

交換は、この仕様書の２．３．３項で交換を要すると判定された部品等を２．４項により交換する。交換した部品等は、次の書類に記録する。

（ａ） 官給品の場合：官給部品使用明細書（様式第３－１及び３－２）

（ｂ） 会社準備品の場合：材料使用明細書（様式第４－１及び４－２）又は使用材料を明確にする契約相手方が定めた書類

（２） 加工

加工は、修理のため、要修理品の状態、特性に応じ最も適した方法で行う。

（２） 組立・調整

組立・調整は、この仕様書の２．３．３項で使用可能品と判定されたもの、又は２．３．４項の（１）及び（２）により修復した部品等を、車両等の性能を発揮させるため適正な手順、方法により組立、必要に応じ各部位を調整する。

２．３．５　塗装等

（１） 塗装及び標識

塗装及び標識は、個別仕様書（作業内容）で指定する。作業はＪ．Ｔ．Ｏ．３６－１－３に基づいたものとする。なお、全面塗装を実施する場合、塗装回数は下塗り（プライマー塗装）１回、上塗り２回以上とする。

（３） 塗色

塗色は、Ｊ．Ｔ．Ｏ．３６－１－３による。ただし、部分塗装を実施する場合には、周辺の塗色に極力一致させるものとする。

２．３．６　作業の中止

次に示す場合は作業を一時中止し、契約担当官等に申し出て指示を受けるものとする。

（１） 車両等を修復するため、仕様書で規定した以外の整備作業が必要な場合

（２） 当該車両等が整備作業中に修理不能に該当すると判明した場合。ただし、この仕様書の１．２項（４）（ｂ）に該当する場合は、修理不能品発生（見込）報告書

（様式第５－１）及び計算内訳資料（様式第５－２）を作成し契約担当官に提出するものとする。

２．４　部品・材料

（１）　整備作業に必要な部品・材料は、個別仕様書で規定したものを除き契約相手方において準備する。

（２）　部品・材料は原則として製造会社の純正部品とする。整備作業において、修理不能品（組部品）が発生し、これの使用可能な部位等が他の組部品の修理等に流用することが可能な場合は、活用を図るものとする。ただし、流用は同一契約の範囲とする。

２．５　機能・性能

車両等の機能・性能は、個別仕様書に引用されている技術指令書に適合しなければならない。なお、個別仕様書に他の規定がある場合は、個別仕様書による。

２．６　かし担保期限

２．６．１　対象品

（１）　整備契約装備品等

（２）　前（１）の物品を整備するために使用する業者負担品のうち次に示す品目

（ａ）　修復製品目

（ｂ）　非修復製品目のうち概ね単価１０万円以上で、かつ品質性能が不安定で交換頻度が高いものについて官が選定した品目

（ｃ）　特に官から指示された品目

２．６．２　かし担保期限

かし期限は整備完成品の納入予定の翌月から起算し、契約条項に定めるかし担保期間の満了の月とする。

３．　品質保証

３．１　品質保証資料

契約相手方は、この仕様書の２．３項及び２．５項により作成した結果等を品質保証資料として、これらの写しを契約が完了した会計年度の翌年の１月１日から５年間保管し、いつでも参照できる状態にしておかなければならない。

４．２　監督・検査

監督・検査は、契約担当官等の定める監督及び検査実施要領により実施するものとする。

４．　出荷条件

４．１　製品の包装

整備完成の部品等及び返納品で輸送又は保管のため包装を必要とするものは部品及び返納品の状態に応じ適切な包装を実施するものとする。

５．２　包装の表示

整備完成の部品等及び返納品で包装を行うものについては包装の見やすい箇所に次の表示を行わなければならない。ただし、それらの性質、状態等により一部を省略することができる。

（１）　航空自衛隊標識マーク

（２）　品名及び型式

（３）　物品番号

（４）　製造番号

（５）　調達要求番号

（６）　契約番号

（７）　数量

（８）　納入業者

（９）　納入年月日

５．　その他の指示

５．１　提出書類

契約相手方は、次の書類を提出しなければならない。

（１）　車両等員数表（様式第１）

（２）　必要部品及び修理要領明細書（様式第２－１及び２－２）

（３）　官給部品使用明細書（様式第３－１及び３－２）

（４）　材料使用明細書（様式第４－１及び４－２）又は使用材料に係る契約相手方の定めた書類

（５）　修理不能品発生（見込）報告書（様式第５－１）
計算内訳資料（様式第５－２）

（６）　回収品リスト（様式第６）

（７）　その他契約担当官の指示するもの。

５．２　附帯作業点数

定期点検及び車検関連作業時に発生した附帯作業の作業点数は整備振興会が発行する自動車整備標準作業点数表を基準とする。ただし、発生した附帯作業の作業項目が点数表に掲載されていない場合は、官側との協議のうえ附帯作業点数を決定するもとする。

６．３　官給品

官給品の品目、数量は、平成２７年度官給品年間使用予定数量による。官給品は原則として官給を受けなければならない。

５．４　附属品・予備品

附属品・予備品の整備は、個別仕様書で特に規定した場合を除き原則として整備の対象外とする。

５．５　計測器・試験装置

車両等が要求事項に適合していることを確認するために使用する計測器・試験装置は、道路運送車両法の規定に適合したものでなければならない。

５．６　安全管理

契約相手方は、各種試験の実施、危険物及び高圧ガスの製造取扱、公害の発生する恐れのあるものの取扱並びにその他作業事故を起こしやすい作業について法令に係るものは当該法令に基づき、その他のものは規格等（契約相手方が必要により定めた基準等を含む。）に基づき、適切な安全管理を実施しなければならない。

５．７　補給の手続き

次に示す補給上の手続きについては、契約担当官の指示による。

（１）　車両等の受け渡し

（２）　官給品の請求手続等

（３）　交換した旧部品の返納処置

５．８　契約相手方の技術協力

契約相手方は、官から次の事項について依頼された場合には、技術協力を実施しなければならない。

（１）　不具合に関する原因、対策及び処置に関する調査検討

（２）　技術的事項に関する資料等の提出又は提示

５．９　輸送

輸送（搬入、搬出）は、契約相手側において実施し、移動時の事故等による保証を含むものとする。

５．１０　仕様書の疑義

この仕様書について、疑義を生じた場合は、契約担当官を通じて調達要求元と調整するものとする。

様式第１

車　両　等　員　数　表					
車　両　名		受入年月日			
物　品　番　号		差出部隊名			
証　書　番　号		車両番号			
調達要求番号		契約番号		会社名	
物　品　名			定　数	現　数	状　態
搬入時累計走行キロ（時間）					
検査員		監督官印			

様式第２－１

必要部品及び修理要領明細書

調達要求番号	
契約番号	
物品番号	
品名（型式）	
一連番号	
適用技術図書	Ｎｏ　　発刊　　年　　月　　日
会社名	
印	
監督官名	印
確認年月日	

注：適用技術図書は本表作成にしようしたＴＯ（日付を含む。）のみ記載する。

様式第２－２

物品番号	部品番号	品名	一台当り数量	単位	必要部品数			修理方法	備考
					欠陥	交換	計		

様式第３－１

官給部品使用明細書	提出会社作成者		監督官等確認印		提出番号	頁	
調達要求番号		契約品名		明細書作成対象品名・数量			
契約番号(年月日)							

項目番号	物品番号	部品番号	品名	単位	数量	単価	金額	備考

記入要領については、付紙のとおり。

様式第３－２

頁	

項目番号	物品番号	部品番号	品名	単位	数量	単価	金額	備考

付紙

官給部品使用明細書作成要領

1　官給部品使用明細書（以下，“明細書”という。）は，契約書の官給部品表に記載されている品目ごとに作成し監督官の確認を得るものとする。

2　様式は，別紙様式第３とし（１頁目はその１，２頁目はその２を使用）記入要領は，次による。

（１）「提出会社」

契約相手方の会社名を記入する。

（２）「作成者」

契約書に記載された代表者名を記入する。

（３）「提出番号」

同一の契約における提出回数を記入する。

（４）「頁」

頁番号及び総員数を記入する。

（５）「調達要求番号」「契約品名」「契約番号（年月日）」

契約書に記載された調達要求番号，契約品名，契約番号及び契約年月日を記入する。

（６）「明細書作成対象品名・数量」

官給部品表に記載された品名のうち，当該明細書作成の対象とした品名及び数量を記入する。

（７）「項目番号」

表に記入する官給部品について一連の番号を記入する。

（８）「物品番号」「部品番号」「品名」「単位」「単価」

官給部品表に記載されている物品番号，部品番号，品名，単位及び単価を記入する。

なお，官給部品表に記載されていない場合は担当者に問合わせたうえ記入する。

（９）「数量」

当該契約のうち対象品目に使用した官給部品の数量を記入する。

（10）「金額」

数量×単価で算出した金額を記入する。

（11）「備考」

その他，参考となる事項を記入する。

様式第４－１

材料使用明細書	提出会社 作成者		監督官等 確認印		提出 番号	頁	
調達要求番号		契約品名		明細書作成対象品名・数量			
契約番号(年月日)							

項目番号	物品番号	部品番号	品名	単位	数量	単価	金額	備考

様式第４－２

項目番号	物品番号	部品番号	品名	単位	数量	単価	金額	備考

様式第５－１

修理不能品発生（見込）報告書

航　空　自　衛　隊

部　隊　名

契　約　担　当　官　　殿

住　　所

会　社　名

代表者名　　印

調達要求番号		数　　量	
契　約　番　号		金　　額	
契約年月日		納　　期	
品　　名			

上記契約について，修理限度額超過が見込まれますので，指示されたく報告します。

監督官確認

年　月　日

階　　級

氏　　名　　印

注：様式第５－２の計算内訳資料を添付するものとする。

計　算　内　訳　資　料

1	品　　名			
2	物　品　番　号			
3	数　　量			
4	取　得　価　格			
5	一　連　番　号			
6	直接材料費 加　工　費 直　接　経　費			
	（製造原価） 一　般　管　理　費			
	（総　原　価） 支　払　利　子 利　　益 梱包・輸送費			
	（修　理　費）			
7	官　給　部　品　費			
8	総　修　理　費			
9	（８÷４）（％）			
10	摘要			

様式第６

回　収　品　リ　ス　ト

車種		調達要求番号	
車番		契約番号	
回収年月日		契約会社名	
監督官			

	品　　名	P／N 又は S／N	単位	数量	状　態	金　額	重　量 (kg)	材質

回収年月日 階級　　氏名	印

車両作業用紙(一般車両)

整備作業チェック記号			
レ	良好	T	締付
×	要調整	C	清掃
××	要取換	L	給油
×××	要修理		

分解したら記号を○で囲む

車種		検査の種類	I ■ M ■ + □
自動車番号		所属部隊	
開始日付		完了日付	

点検項目	記	備考
Ⅰ. かじ取り装置		
1.ハンドルの操作具合		
2.ステアリング・ギヤ・ボックスのオイル漏れ		
3.ステアリング・ギヤ・ボックスの取付の緩み		
4.ステアリング・ロッド・アーム類の緩み、がた、損傷	■	
5.ボール・ジョイント、ダスト・ブーツの亀裂、損傷		
6.ステアリング・ナックル連結部のがた	■	
7.ホイール・アライメント		
8.パワー・ステアリング・ベルトの緩みと損傷	■	
9.パワー・ステアリング装置のオイル漏れ、オイル量	■	
10.パワー・ステアリング装置の取付の緩み		
Ⅱ. 制動装置		
1.ブレーキ・ペダルの遊び、踏み込んだときの床板とのすき間	■	
2.ブレーキのきき具合	■	
3.パーキング・ブレーキ・レバーの引きしろ	■	
4.パーキング・ブレーキの効き具合	■	
5.ブレーキ・ホース及びパイプの漏れ、損傷、取付状態	■	
6.リザーバ・タンクの液量	■	
7.ブレーキ・マスタ・シリンダの機能、磨耗、損傷		
8.ブレーキ・ホイール・シリンダの機能、磨耗、損傷		
9.ブレーキ・ディスク・キャリパの機能、磨耗、損傷		
10.ブレーキ・チャンバ・ロッドのストローク	■	

前輪	左	前 mm / 後 mm	右	前 mm / 後 mm	後輪	左	前 mm / 後 mm	右	前 mm / 後 mm

11.ブレーキ・チャンバの機能									
12.ブレーキ・バルブ、クイック・レリーズ・バルブ、リレー・バルブの機能									
13.ブレーキ倍力装置のエア・クリーナの詰まり									
14.ブレーキ倍力装置の機能									
15.ブレーキ・カムの摩耗									
16.ブレーキ・ドラムとライニングとのすき間	■								
17.ブレーキ・シューの摺動部分及びライニングの摩耗	■								
18.ブレーキ・ドラムの摩耗と損傷									
19.バック・プレートの状態									
20.ブレーキ・ディスクとパッドとのすき間	■								
21.ブレーキ・パッドの摩耗	■								

前輪	左	前 mm / 後 mm	右	前 mm / 後 mm	後輪	左	前 mm / 後 mm	右	前 mm / 後 mm

22.ブレーキ・ディスクの摩耗と損傷									
23.センタ・ブレーキ・ドラムの取付の緩み	■								
24.センタ・ブレーキ・ドラムとライニングとのすき間	■								

点検項目	記	備考
25.センタ・ブレーキのライニングの摩耗		
26.センタ・ブレーキ・ドラムの摩耗と損傷		
27.油圧式二重安全ブレーキ機構の機能		
Ⅲ. 走行装置		
1.タイヤの状態		
(1)タイヤの空気圧(スペア・タイヤ含む)	■	
(2)タイヤの亀裂、損傷	■	
(3)タイヤの溝の深さ、異常摩耗	■	
＊タイヤの溝の深さ		

前輪	左	前 mm / 後 mm	右	前 mm / 後 mm	後輪	左	前 mm / 後 mm	右	前 mm / 後 mm

2.ホイール・ナットとホイール・ボルトの緩み	■								
3.ホイール・ナットとホイール・ボルトの損傷									
4.リム、サイド・リング、ホイール・ディスクの損傷									
5.フロント・ホイール・ベアリングのがた	■								
6.リヤ・ホイール・ベアリングのがた									
Ⅳ.緩衝装置									
1.リーフ・スプリングの損傷	■								
2.リーフ・サスペンション取付部、連結部の緩み、がた、損傷									
(1)リーフ・スプリングのUボルト、スプリング・バンド									
(2)スプリング・ブラケットの取付部									
(3)リーフ・スプリング・ピンなど連結部									
(4)トルク・ロッド(ラジアス・ロッド)の連結部									
3.コイル・スプリングの損傷									
4.コイル・サスペンションの取付部、連結部の緩み、がた、損傷									
(1)サスペンションの各取付ボルト、ナット									
(2)サスペンションの各連結部のがた									
(3)サスペンション各部の損傷、ボール・ジョイントのダスト・ブーツの亀裂、損傷									
5.エア・サスペンションのエア漏れ	■								
6.エア・サスペンションのベローズの損傷	■								
7.エア・サスペンションの取付部、連結部の緩みと損傷	■								
8.エア・サスペンションのレベリング・バルブの機能									
9.ショック・アブソーバーの油漏れ、及び損傷	■								
Ⅴ. 動力伝達装置									
1.クラッチ・ペダルの切れたときの床板とのすき間									
(1)クラッチ・ペダルの遊び mm	■								
(2)レリーズ・フォーク先端の遊び mm	■								
(3)クラッチ・ペダルの床板とのすき間 mm	■								
2.クラッチの作用	■								
3.クラッチ液の量	■								

4.トランスミッション、トランスファのオイル漏れ			1.メターリング・バルブの状態		
5.トランスミッション、トランスファのオイル量			2.ブローバイ・ガス還元装置の配管の損傷		
6.プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトの連結部の緩み			3.燃料蒸発ガス排出抑止装置の配管等の損傷		
7.ドライブ・シャフトのユニバーサル・ジョイント部のダスト・ブーツの亀裂と損傷			4.チャコール・キャニスタの詰まりと損傷		
			5.燃料蒸発ガス排出抑止装置のチェック・バルブの損傷		
8.プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフト継手部のがた			6.触媒等の排出ガス減少装置の取付の緩みと損傷		
(1)スプライン部の磨耗によるがた			7.二次空気供給装置の機能		
(2)自在継手部の磨耗によるがた			8.排気ガス再循環装置の機能		
9.ﾌﾟﾛﾍﾟﾗ・ｼｬﾌﾄ、ﾄﾞﾗｲﾌﾞ・ｼｬﾌﾄのｾﾝﾀｰ・ﾍﾞｱﾘﾝｸﾞのがた			9.減速時排気ガス減少装置の機能		
10.デファレンシャルのオイル漏れ,オイル量			10.一酸化炭素等発散防止装置の配管の損傷と取付状態		
Ⅵ. 電気装置			**Ⅸ. 附属装置等**		
1.スパーク・プラグの状態			1.ホーンの作用		
2.点火時期			2.ワイパー及びウインド・ウォッシャの作用		
3.ディストリビュータのキャップの状態			3.デフロスタの作用		
4.バッテリのターミナル部の緩みと腐食			4.施錠装置の作用		
5.電気配線の接続部の緩みと損傷			5.エキゾースト・パイプ、マフラー等の取付の緩みと損傷		
Ⅶ. 原動機			6.マフラの機能		
1.低速と加速の状態			7.火花防止装置の状態		
2.排気の状態			8.エア・タンクの凝水		
C O ／ H C ／ 黒 鉛			9.エア・コンプレッサの機能		
			10.プレッシャ・レギュレータ、アンローダ・バルブの機能		
3.エア・クリーナ・エレメントの状態			11.非常口の扉の機能		
4.エア・クリーナの油の汚れと量			12.車枠、車体の緩みと損傷		
5.シリンダ・ヘッド、マニホールド各部の締付状態			13.連結装置のカプラの機能と損傷		
6.エンジン・オイルの漏れ			14.連結装置のピントル・フック磨耗、亀裂、損傷		
7.燃料漏れ			15.シート・ベルトの状態		
8.ファン・ベルトの緩みと損傷			16.開扉発車防止装置の機能		
9.冷却水漏れ			17.シャシ各部の給油脂状態		
Ⅷ. ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置					

付記又は特記事項

整備員印		検査員印		整備幹部印		整備部隊等の長印	

車両作業用紙(施設、荷役、その他の車両)

整備作業チェック記号			
レ 良好	T 締付		
× 要調整	C 清掃		
×× 要取換	L 給油		
××× 要修理			
分解したら記号を○で囲む			

車種		検査の種類	I ☐ M ☐ + ☐
自動車番号		所属部隊	第21高射隊
開始日付		完了日付	

点検項目	記	備考
Ⅰ. かじ取り装置		
1.ハンドルの操作具合		
2.ステアリング・ギヤ・ボックスのオイル漏れ		
3.ステアリング・ギヤ・ボックスの取付の緩み		
4.ステアリング・ロッド・アーム類の緩み、がた、損傷		
5.ボール・ジョイント、ダスト・ブーツの亀裂、損傷		
6.ステアリング・ナックル連結部のがた		
7.ホイール・アライメント		
8.パワー・ステアリング・ベルトの緩みと損傷		
9.パワー・ステアリング装置のオイル漏れ、オイル量		
10.パワー・ステアリング装置の取付の緩み		
Ⅱ. 制動装置		
1.ブレーキ・ペダルの遊び、踏み込んだときの床板とのすき間		
2.ブレーキのきき具合		
3.パーキング・ブレーキ・レバーの引きしろ		
4.パーキング・ブレーキの効き具合		
5.ブレーキ・ホース及びパイプの漏れ、損傷、取付状態		
6.リザーバ・タンクの液量		
7.ブレーキ・マスタ・シリンダの機能、磨耗、損傷		
8.ブレーキ・ホイール・シリンダの機能、磨耗、損傷		
9.ブレーキ・ディスク・キャリパの機能、磨耗、損傷		
10.ブレーキ・チャンバ・ロッドのストローク		

前輪	左	前 mm / 後 mm	右	前 mm / 後 mm	後輪	左	前 mm / 後 mm	右	前 mm / 後 mm

11.ブレーキ・チャンバの機能		
12.ブレーキ・バルブ、クイック・リリーズ・バルブ、リレー・バルブの機能		
13.ブレーキ倍力装置のエア・クリーナの詰まり		
14.ブレーキ倍力装置の機能		
15.ブレーキ・カムの摩耗		
16.ブレーキ・ドラムとライニングとのすき間		
17.ブレーキ・シューの摺動部分及びライニングの摩耗		
18.ブレーキ・ドラムの摩耗と損傷		
19.バック・プレートの状態		
20.ブレーキ・ディスクとパッドとのすき間		
21.ブレーキ・パッドの摩耗		

前輪	左	前 mm / 後 mm	右	前 mm / 後 mm	後輪	左	前 mm / 後 mm	右	前 mm / 後 mm

22.ブレーキ・ディスクの摩耗と損傷		
23.センタ・ブレーキ・ドラムの取付の緩み		
24.センタ・ブレーキ・ドラムとライニングとのすき間		
25.センタ・ブレーキのライニングの摩耗		
26.センタ・ブレーキ・ドラムの摩耗と損傷		
27.油圧式二重安全ブレーキ機構の機能		

点検項目	記	備考
Ⅲ. 走行装置		
1.タイヤの状態		
(1)タイヤの空気圧(スペア・タイヤ含む)		
(2)タイヤの亀裂、損傷		
(3)タイヤの溝の深さ、異常摩耗		
＊タイヤの溝の深さ		

前輪	左	前 mm / 後 mm	右	前 mm / 後 mm	後輪	左	前 mm / 後 mm	右	前 mm / 後 mm

2.ホイール・ナットとホイール・ボルトの緩み		
3.ホイール・ナットとホイール・ボルトの損傷		
4.リム、サイド・リング、ホイール・ディスクの損傷		
5.フロント・ホイール・ベアリングのがた		
6.リヤ・ホイール・ベアリングのがた		
Ⅳ.緩衝装置		
1.リーフ・スプリングの損傷		
2.リーフ・サスペンション取付部、連結部の緩み、がた、損傷		
(1)リーフ・スプリングのUボルト、スプリング・バンド		
(2)スプリング・ブラケットの取付部		
(3)リーフ・スプリング・ピンなど連結部		
(4)トルク・ロッド(ラジアス・ロッド)の連結部		
3.コイル・スプリングの損傷		
4.コイル・サスペンションの取付部、連結部の緩み、がた、損傷		
(1)サスペンションの各取付ボルト、ナット		
(2)サスペンションの各連結部のがた		
(3)サスペンション各部の損傷、ボール・ジョイントのダスト・ブーツの亀裂、損傷		
5.エア・サスペンションのエア漏れ		
6.エア・サスペンションのベローズの損傷		
7.エア・サスペンションの取付部、連結部の緩みと損傷		
8.エア・サスペンションのレベリング・バルブの機能		
9.ショック・アブソーバーの油漏れ、及び損傷		
Ⅴ. 動力伝達装置		
1.クラッチ・ペダルの切れたときの床板とのすき間		
(1)クラッチ・ペダルの遊び mm		
(2)レリーズ・フォーク先端の遊び mm		
(3)クラッチ・ペダルの床板とのすき間 mm		
2.クラッチの作用		
3.クラッチ液の量		
4.トランスミッション、トランスファのオイル漏れ		
5.トランスミッション、トランスファのオイル量		
6.プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトの連結部の緩み		
7.ドライブ・シャフトのユニバーサル・ジョイント部のダスト・ブーツの亀裂と損傷		
8.プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフト継手部のがた		

(1)スプライン部の磨耗によるがた			8.エア・タンクの凝水		
(2)自在継手部の磨耗によるがた			9.エア・コンプレッサの機能		
9.ﾌﾟﾛﾍﾟﾗ・ｼｬﾌﾄ、ﾄﾞﾗｲﾌﾞ・ｼｬﾌﾄのｾﾝﾀｰ・ﾍﾞｱﾘﾝｸﾞのがた			10.プレッシャ・レギュレータ、アンローダ・バルブの機能		
10.デファレンシャルのオイル漏れ,オイル量			11.非常口の扉の機能		
Ⅵ. 電気装置			12.車枠、車体の緩みと損傷		
1.スパーク・プラグの状態			13.連結装置のカプラの機能と損傷		
2.点火時期			14.連結装置のピントル・フック磨耗、亀裂、損傷		
3.ディストリビュータのキャップの状態			15.シート・ベルトの状態		
4.バッテリのターミナル部の緩みと腐食			16.開扉発車防止装置の機能		
5.電気配線の接続部の緩みと損傷			17.シャシ各部の給油脂状態		
Ⅶ. 原動機			**Ⅹ. 施設、荷役、その他の車両**		
1.低速と加速の状態			1.キャリッジ		
2.排気の状態			2.操作レバー － リフト、チルト		
ＣＯ ／ ＨＣ ／ 黒 鉛			3.チェン － リフト、ドライブ		
			4.ケーブル － ウインチ、ホイスト		
3.エア・クリーナ・エレメントの状態			5.シリンダ － リフト、チルト		
4.エア・クリーナの油の汚れと量			6.油圧ポンプ		
5.シリンダ・ヘッド、マニホールド各部の締付状態			7.一般漏えい － 油、水、空気		
6.エンジン・オイルの漏れ			8.旋回機構		
7.燃料漏れ			9.マスト本体、ブーム		
8.ファン・ベルトの緩みと損傷			10.安全クラッチ、減速機構		
9.冷却水漏れ			11.ドラム		
Ⅷ. ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置			12.昇降機構		
1.メターリング・バルブの状態			13.コンミュテータ、ブラシ		
2.ブローバイ・ガス還元装置の配管の損傷			14.コントローラ		
3.燃料蒸発ガス排出抑止装置の配管等の損傷			15.パワー・テイク・オフ		
4.チャコール・キャニスタの詰まりと損傷			16.索導器		
5.燃料蒸発ガス排出抑止装置のチェック・バルブの損傷			17.クレーン・アタッチメント		
6.触媒等の排出ガス減少装置の取付の緩みと損傷			18.キャタピラ		
7.二次空気供給装置の機能			19.排土板、スクレーパ		
8.排気ガス再循環装置の機能			20.フィフス・ホイール		
9.減速時排気ガス減少装置の機能			21.補助脚		
10.一酸化炭素等発散防止装置の配管の損傷と取付状態			22.キング・ピン － 磨耗、破損、カップラ結合箇所		
Ⅸ. 附属装置等			**ＸＩ。かく座機収容器材**		
1.ホーンの作用			1.操向装置		
2.ワイパー及びウインド・ウォッシャの作用			2.操向アライメント		
3.デフロスタの作用			3.クレーン・エンジン		
4.施錠装置の作用			4.クレーン電気系統		
5.エキゾースト・パイプ、マフラー等の取付の緩みと損傷			5.補助脚		
6.マフラの機能			6.通話装置		
7.火花防止装置の状態					

付記又は特記事項

整備員印		検査員印		整備幹部印		整備部隊等の長印	

一般車両検査手順

一般車両並びに消防車両、給油車両、施設、荷役、その他の車両等において一般車両と共通部分についての定期検査の手順は、次に述べる整備手順表を基準として実施する。

定期検査		手　　順
I	M	
	○	1．ハンドルの操作具合 次の点検を実施する。 （1）一定車速で平坦な路面を直進中、ハンドルが振れることがないか、また、左右に取られることがないか。 （2）走行中にハンドルを操作したとき、操作が異常に重くないか、また、戻りがよいか。 （3）ハンドルを上下、左右、軸方向に動かしたときにがたがないか、また、ハンドルを直進位置から左右に回したときの遊びの量が適当であるか。
	○	2．ステアリング・ギヤ・ボックスのオイル漏れ リフト･アップなどの状態で、ギヤ･ボックス各部からのオイル漏れがないかを目視などにより点検する。
	○	3．ステアリング・ギヤ・ボックスの取付けの緩み リフト･アップなどの状態で、ギヤ･ボックスとフレームとの取付けに緩みがないかをスパナなどにより点検する。
	○	4．ステアリング・ロッド・アーム類の緩み、がた、損傷 リフト･アップなどの状態で、ロッド、アーム類について、可動部を操舵力の伝わる方向に手で揺するなどして、次の点検を実施する。 （1）連結部にがたがないか。 （2）取付部に緩みがないか。 （3）曲がりや損傷がないか。 （4）割ピンが欠損していないか。
	○	5．ロッド・アーム類（ボール・ジョイントのダスト・ブーツ）の亀裂と損傷 リフト･アップなどの状態で、ロッド、アーム類のボール･ジョイントのダスト･ブーツに亀裂や損傷がないかを目視などにより点検する。
○	○	6．ステアリング・ナックルの連結部のがた リフト･アップなどの状態で、補助者にブレーキ･ペダルを踏ませ、タイヤの上下に手を掛けて動かし、キング･ピン又はボール･ジョイントにがたがないかを点検する。
	○	7．ホイール・アライメント ホイール・アライメント・テスタ(又は、キャンバ･キャスタ･キングピン･ゲージ、ターニング･ラジアス･ゲージ、トーイン･ゲージ)を用いて、キャンバ、キャスタ、トーイン(及びキング･ピンの傾斜角度)が規定の範囲にあるかを点検する。 (タイヤの異状摩耗、ハンドルの振れ、車体の傾きなどの異状が認められない場合は、サイド･スリップ･テスタにより点検してもよい。)
○	○	8．パワー・ステアリングのベルトの緩みと損傷 （1）定められたプーリ間のベルト中央部を手(約 10kg)で押したとき、たわみ量が規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検する。 （2）ベルト全周にわたって内側、側面に著しい摩耗や損傷、亀裂がないかを目視などにより点検する。
○	○	9．パワー・ステアリング装置のオイル漏れ、オイル量 （1）リフト･アップなどの状態で、次の点検を実施する。 ア．ギヤ･ボックス、オイル･ポンプ、ホース、パイプ、接続部などからのオイル漏れがないか。 イ．ホースの劣化によるふくらみや損傷、亀裂などがないか。 （2）アイドリング状態でハンドルを数回据え切りをして油温を上げた後リザーバ･タンクのオイル量を点検する。 (車両によっては、冷間時エンジン停止状態で点検する車両もあるので注意)
	○	10．パワー・ステアリング装置の取付けの緩み リフト･アップの状態で、スパナなどにより、次の点検を実施する。 （1）オイル･ポンプ及びギヤ･ボックスの取付部に緩みがないか。 （2）ホース及びパイプの接続部に緩みがないか。
○	○	11．ブレーキ・ペダルの遊び エンジン停止状態でブレーキ･ペダルを数回踏み、ブースター内を大気圧にしてから、ブレーキ･ペダ

		ルを手で抵抗を感じるまで押し、遊びの量が規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検する。 12. ブレーキ・ペダルの踏み込んだときの床板とのすき間 エンジンをかけた状態でブレーキ･ペダルを強く踏み込んで、ペダルと床板とのすき間が規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検する。また、踏みごたえから、エアの混入がないかを点検する。
○	○	13. ブレーキのきき具合 （1）乾燥した路面を走行してブレーキ･ペダルを踏み込んだとき、踏力に応じた制動力が得られ、進行方向にまっすぐに止まることができるかを点検する。 （2）ブレーキ･テスタで点検する場合は、左右前後輪の制動力の総和及び左右差が規定値にあるかを点検する。
○	○	14. パーキング・ブレーキ・レバーの引きしろ （1）パーキング・ブレーキ・レバー(ペダル)を規定の力で操作したとき、引きしろ(踏みしろ)が、規定のノッチ数(ラチェットがかみ込む音で確認)の範囲にあるか、また、開放時に走行位直に保持されるかを点検する。 （2）ホイールパーク式(空気式車輪制動型)にあっては、エンジンをかけて規定の空気圧の状態で、レバーを駐車位置まで引いたとき、引っかかりなどの異状がなく、空気の排出音が聞こえること。また、駐車位置及び走行位置にそれぞれレバーが保持されるかを点検する。
○	○	15. パーキング・ブレーキのきき具合 （1）乾燥した急坂(5分の1(20%)勾乱)の路面で、停止状態が保持できるかを点検する。 （2）ブレーキ･テスタで点検する場合は、制動力が規定値以上あるかを点検する。ただし、ホイールパーク式(空気式車輪制動型)にあっては、エンジンをかけて規定の空気圧の状態にして、レバーを駐車位置（またはテストポジション)まで引き点検する。
○	○	16. ブレーキ・ホース及びパイプの漏れ、損傷、取付状態 （1）リフト･アップなどの状態で、次の点検を実施する。 ア．ホース、パイプ、接続部に液漏れや損傷がないかを目視などにより点検する。 イ．走行中の振動やハンドル操作などによりパイプ、ホースが車体その他の部分と接触のおそれがないかを目視などにより点検する。 ウ．ホースに劣化によるふくらみや亀裂、損傷がないかを目視などにより点検する。 エ．接続部、クランプに緩みなどがないかをスパナなどにより点検する。 （2）エア･ブレーキにあっては、リフト･アップなどの状態で、ホース、パイプの接続部に石けん水などを塗ってエア漏れがないかを目視などにより点検する。又は、エンジンを始動させ、タンク内圧力が規定値に達したときエンジンを停止させ、圧力計により空気圧の保持状態からエア漏れがないかを点検する。
○	○	17. ブレーキ液の量 （1）リザーバ･タンクの液量が規定の範囲(ＭＡＸ～ＭＩＮなど)にあるかを点検する。 （2）リザーバ･タンク周辺から液漏れがないかを目視などにより点検する。また、通気孔のある場合には、通気孔の詰まりを目視などにより点検する。
	○	18. ブレーキ・マスタ・シリンダの機能 マスタ･シリンダに損傷や液漏れがないかを目視などにより点検する。 19. ブレーキ・ホイール・シリンダの機能 リフト･アップなどの状態で、ブレーキ･ドラムを取り外し、ホイール･シリンダ(シリンダ･ブーツ内を含む。)に損傷や液漏れがないかを目視などにより点検する。 20. ブレーキ・ディスク・キャリパの機能 リフト･アップなどの状態で、ホイールを取り外し、ディスク･キャリパに損傷や液漏れがないかを目視などにより点検する。 21. 制動装置の分解 必要がある場合には、マスタ･シリンダ、ホイール･シリンダ及びディスク･キャリパを分解し、シリンダ、ピストン、ピストン･カップ、ピストン･シール、チェック･バルブ、ブーツなどに摩耗、損傷、腐食及び劣化などがないかを目視などにより点検する。 22. ブレーキの機能 ブレーキ･ペダルの遊び、踏み込んだときの床板とのすき間及びブレーキのきき具合に異状がないことを確認する。
○	○	23. ブレーキ・チャンバ・ロッドのストローク 規定の空気圧の状態で、補助者にブレーキ･ペダルをいっぱいに踏み込ませ、ロッドのストロークが規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検する。
	○	24. ブレーキ・チャンバの機能 （1）規定の空気圧の状態で、補助者にブレーキ･ペダルをいっぱいに踏み込ませ、チャンバのクランプ回りに石けん水などを塗ってエア漏れがないかを目視などにより点検する。 （2）ペダルを戻したときのチャンバ･ロッドの戻りに異状がないかを目視などにより点検する。 （3）必要がある場合には、ブレーキ･チャンバを分解し、ダイヤフラム、スプリング、ゴム部品などに損傷や劣化がないかを目視などにより点検する。
		25. ブレーキ・バルブ、クイック・レリーズ・バルブ、リレー・バルブの機能 （1）規定の空気圧の状態で、補助者にブレーキ･ペダルをいっぱいに踏み込ませ、ブレーキ･バルブ、クイック･レリーズ･バルブ、リレー･バルブからエア漏れがないかを音により点検する。また、ペ

	○	ダルを戻したとき、各バルブからのエアの排出に異状がないかを音により点検する。 （2）ブレーキ・バルブにあっては、エアの吐出側に圧力計を取り付け、規定の空気圧の状態で、補助者にブレーキ・ペダルをいっぱいに踏み込ませ、圧力計がエア・タンク内の圧力と同じ圧力であるかを点検する。又は、分解して、バルブ、ピストン、バルブ・スプリング、ゴム部品などに損傷やへたり、劣化がないかを目視などにより点検する。 （3）リレー・バルブにあっては、入口側と出口側に圧力計を取り付け、規定の空気圧の状態で、補助者にブレーキ・ペダルを踏み込ませ、入口側と出口側の圧力差が規定の範囲にあるかを点検する。又は、分解して、バルブ、ピストン、ダイヤフラム、スプリング、ゴム部品などに損傷やへたり、劣化がないかを目視などにより点検する。
	○	26. ブレーキ倍力装置のエアー・クリーナの詰まり 分離型真空倍力式にあっては、エレメントを取り出し、汚れによる詰まり、損傷がないかを目視などにより点検する。
	○	27. 真空又は空気倍力式の機能 （1）エンジン停止状態で、ブレーキ・ペダルを数回踏むなどして真空圧又は空気圧を大気圧にしてから、次にブレーキ・ペダルを強く踏み込んだままエンジンを始動し、真空圧又は空気圧が規定値に達したとき、ブレーキ・ペダルと床板とのすき間が減少するかを点検する。 （2）エンジンを停止させ、真空圧又は空気圧が大気圧になるまでブレーキ・ペダルを普通に踏み込んだとき、1回目より2回目、3回目と踏み込むにしたがってブレーキ・ペダルと床板とのすき間が増大するかを点検する。 （3）必要がある場合には次の点検を実施する。 ア．油圧計などのテスタを使用して、油圧の低下及び発生油圧などが、規定の範囲にあるかを点検する。 イ．真空計又は圧力計などのテスタを使用して、圧力の低下などが範囲にあるかを点検する。 ウ．真空計又は圧力計などのテスタを使用して、チェック・バルブ及びリレー・バルブの機能を点検する。又は、分解して、チェック・バルブ、リレー・バルブ、ダイヤフラム、ピストン・カップなどのゴム部品に損傷、劣化がないかを確認することにより機能を点検する。 28. 空気油圧複合式の機能 （1）エア・タンク内圧力が規定値の状態で、ブレーキ・ペダルを踏み込んだときに規定の制動力が出るか、また、ブレーキ・ペダルから足を離したときにブレーキの引きずりがないかをブレーキ・テスタなどを使用して点検する。 （2）必要がある場合には次の点検を実施する。 油圧計などのテスタを使用して、油圧の低下及び発生油圧などが規定の範囲にあるかを点検する。 ア．圧力計などのテスタを使用して、圧力の低下などが規定の範囲にあるかを点検する。 イ．圧力計などのテスタを使用して、チェック・バルブ及びリレー・バルブの機能を点検する。又は、分解して、チェック・バルブ、リレー・バルブ、ダイヤフラム、ピストン・カップなどのゴム部品に損傷、劣化がないかを確認することにより機能を点検する。
	○	29. ブレーキ・カムの摩耗 リフト・アップなどの状態で、ブレーキ・ドラムを取り外し、カムに摩耗や損傷がないかを目視などにより点検する。
○	○	30. ブレーキ・ドラムとライニングとのすき間（自動調整方式） リフト・アップなどの状態で、ブレーキ・ペダル又はパーキング・ブレーキ・レバーを数回操作し、ブレーキ・シューを安定させた後、タイヤを手で回したとき、引きずりがないかを点検する。 31. ブレーキ・ドラムとライニングとのすき間（手動調整方式） リフト・アップなどの状態で、ブレーキ・ペダル又はパーキング・ブレーキ・レバーを数回操作し、ブレーキ・シューを安定させた後、点検孔のあるものはシックネス・ゲージにより、また、点検孔のないものはアジャスタにより、すき間を点検する。 （ドラムが駐車ブレーキとしてのみ使用される車両等については、駐車ブレーキ機構に異状がなければ、この点検を省略することができる。）
○	○	32. ブレーキ・シューの摺動部分及びライニングの摩耗 リフト・アップなどの状態で、ブレーキ・ドラムを取り外し、次の点検を実施する。 （1）ライニングに異状な摩耗や損傷、剥離がないかを目視などにより点検する。 （2）ライニングの厚みをスケールなどにより点検する。 （3）リベット、ボルトに緩みがないかを点検する。 33. ブレーキ・シューの分解 必要がある場合には、シューを分解し、次の点検を実施する。 （1）ブレーキ・シューの摺動部分に異状な摩耗や損傷がないか。 （2）アンカ・ピンに異状な摩耗がないか、また、錆ついていないか。 （3）リターン・スプリングにへたりがないか。 （4）調整装置がスムーズに作動するか。 （ドラムが駐車ブレーキとしてのみ使用される車両等については、駐車ブレーキ機構に異状がなければ、この点検を省略することができる。）
	○	34. ブレーキ・ドラムの摩耗と損傷 リフト・アップなどの状態で、ブレーキ・ドラムを取り外し、ドラムの内側に異状な摩耗、亀裂、損傷などがないかを目視などにより点検する。 （ドラムが駐車ブレーキとしてのみ使用される車両等については、駐車ブレーキ機構に異状がなければ、この点検を省略することができる。）

	○	35. バック・プレートの状態 （1）リフト･アップなどの状態で、バック･プレート又はアンカ･ブラケットに損傷や亀裂、変形がないかを目視などにより点検する。 （2）リフト･アップなどの状態で、バック･プレート又はアンカ･ブラケットの取付けボルトに緩みがないかをスパナなどにより点検する。
○	○	36. ブレーキ・ディスクとパッドとのすき間 リフト･アップなどの状態で、タイヤを手で回したとき異状な引きずりがないかを点検する。
○	○	37. ブレーキ・パッドの摩耗 リフト･アップなどの状態で、ホイールを取り外しキャリパ･ボディーの点検孔から、パッドの厚みを点検する。また、必要に応じてスケールなどにより点検する。
	○	38. ブレーキ・ディスクの摩耗と損傷 リフト･アップなどの状態で、ホイールを取り外し、ディスク･ロータに異状な摩耗や損傷がないかを目視などにより点検する。
○	○	39. センタ･ブレーキ･ドラムの取付けの緩み リフト･アップなどの状態で、センタ･ブレーキ･ドラムの取付けボルトに緩みがないかをスパナなどにより点検する。
○	○	40. センタ･ブレーキ･ドラムとライニングとのすき間 リフト･アップなどの状態で、パーキング･ブレーキ･レバーを数回操作し、ブレーキ･シューを安定させた後、点検孔のあるものは、シックネス･ゲージにより、また、点検孔のないものは、アジャスタにより、すき間を点検する。
	○	41. センタ･ブレーキのライニングの摩耗 リフト･アップなどの状態で、センタ･ブレーキ･ドラムを取り外し、ライニングに異状な摩耗や損傷、剥離がないかを目視などにより点検する。 （ドラムとライニングとのすき間に異状がなければ、この点検を省略することができる。）
	○	42. センタ･ブレーキ･ドラムの摩耗と損傷 リフト･アップなどの状態で、センタ･ブレーキ･ドラムを取り外し、ドラムの内側に異状な摩耗、損傷などがないかを目視などにより点検する。 （ドラムとライニングとのすき間に異状がなければ、この点検を省略することができる。）
	○	43. 油圧式二重安全ブレーキ機構(セフティ･シリンダ式)の機能 フロント･ホイール･シリンダのエア･ブリーダを緩めた状態とリヤ・ホイール･シリンダのエア･ブリーダを緩めた状態とリヤ・ホイール・シリンダのエア・ブリーダを緩めた状態のそれぞれにおいて、ブレーキ･ペダルを反復して踏み込んだとき、ブレーキ･ペダルと床板とのすき間があるかを点検する。
○	○	44. タイヤの状態 リフト･アップなどの状態で、次の点検を実施する。 （1）タイヤ･ゲージを用いて、空気圧が規定値であるかを点検する。必要がある場合にはスペア･タイヤについても点検する。 （2）タイヤの全周にわたり、亀裂や損傷がないか、釘、石、その他の異物が刺さったり、かみ込んだりしていないか、また、編摩耗などの異常な摩耗がないかを目視などにより点検する。 （3）タイヤの接地面に設けられているウェア･インジケータ(スリップ･サイン)の表示により点検するか、又は、タイヤの接地面の全周にわたり、溝の深さが規定値以上あるかをディプス･ゲージなどにより点検する。
○	○	45. ホイール･ナットとホイール・ボルトの緩み ホイール･ナット、ボルトに緩みがないかをホイール･ナット･レンチなどにより点検する。また、リヤ･シャフトの支持方式が全浮動式のものにあっては、アクスル･シャフトの取付けナット、ボルトに緩みがないかを点検する。
	○	46. リム、サイド･リング、ホイール･ディスクの損傷 リム、サイド･リング、ホイール･ディスクに損傷、腐食などがないかを目視などにより点検する。また、サイド･リング付きのディスク･ホイールにあっては、合い口のすき間についても規定値内であるかを点検する。
○	○	47. フロント・ホイール･ベアリングのがた リフト･アップなどの状態で、次の点検を実施する。 （1）タイヤの上下に手を掛けて動かし、がたがないかを点検し、がたがあった場合には、ブレーキ･ペダルを踏んで再度点検し、ホイール･ベアリングのがたであるかどうかを点検する。 (ブレーキ･ペダルを踏んで再度点検した時にがたがなくなれば、サスペンションなどのがたではなくホイール･ベアリングのがたとなる。) （2）ホイールを回転させて、異音がないかを点検する。 （3）必要がある場合には、フロント･ホイール･ベアリングを取り外し、ベアリングなどに摩耗や損傷泥水などの浸入がないかを点検する。

	○	48. リヤ・ホイール･ベアリングのがた リフト･アップなどの状態で、次の点検を実施する。 （1）タイヤの上下に手を掛けて動かし、がたがないかを点検し、がたがあった場合には、ブレーキ･ペダルを踏んで再度点検し、リヤ･ホイール･ベアリングのがたであるかを点検する。 （ブレーキ･ペダルを踏んで再度点検した時にがたがなくなれば、サスペンションなどのがたではなくホイール･ベアリングのがたとなる。） （2）ホイールを回転させて、異音がないかを点検する。 （3）必要がある場合には、リヤ･ホイール･ベアリングを取り外し、ベアリングなどに摩耗や損傷、泥水などの浸入がないかを点検する。
○	○	49. リーフ･スプリングの損傷 リフト･アップなどの状態で、リーフ･スプリングに折損、亀裂などがないかを目視などにより点検する。
	○	50. リーフ･サスペンション取付部、連結部の緩み、がた、損傷 リフト･アップなどの状態で、次の点検を実施する。 （1）リーフ･スプリングの U ボルト、スプリング･バンドなどに緩みや損傷がないかをスパナなどにより点検する。 （2）スプリング･ブラケットの取付部に緩みや損傷がないかを点検ハンマなどにより点検する。 （3）リーフ･スプリングのピンなどで連結されている部分を点検ハンマや手で揺するなどして、軸方向又は直角方向にがたがないかを点検する。 （4）後二軸のトラニオン式などにあっては、トルク･ロッド(ラジアス･ロッド)の連結部にがたがないかを点検ハンマなどにより点検する。
	○	51. コイル･スプリングの損傷 リフト･アップなどの状態で、コイル･スプリングの折損、亀裂などがないかを目視などにより点検する。
	○	52. コイル･サスペンションの取付部、連結部の緩み、がた、損傷 リフト･アップなどの状態で、次の点検を実施する。 （1）サスペンションの各取付ボルトやナットに緩みがないかをスパナなどにより点検する。 （2）サスペンションの各連結部を手で揺するなどして、軸方向又は直角方向にがたがないかを点検する。 （3）サスペンション各部に損傷がないか、また、ボール･ジョイントのダスト･ブーツに亀裂や損傷がないかを目視などにより点検する。
○	○	53. エア・サスペンションのエア漏れ （1）エンジンを始動させ、タンク内圧力が規定値に達したときエンジンを停止させ、圧力計により空気圧の保持状態からエア漏れがないかを点検する。 （2）リフト･アップなどの状態で、ベローズ、レベリング･バルブ及びパイプの接続部などに石けん水などを塗って、エア漏れがないかを点検する。
○	○	54. エア・サスペンションのベローズの損傷 リフト･アップなどの状態で、ベローズに損傷がないかを目視などにより点検する。
○	○	55. エア・サスペンションの取付部、連結部の緩みと損傷 リフト･アップなどの状態で、次の点検を実施する。 （1）ラジアス･ロッド、スタビライザ、リンケージなどの取付部と連結部に緩みがないかをスパナなどにより点検する。 （2）取付部と連結部に損傷がないかを目視などにより点検する。
	○	56. エア・サスペンションのレベリング・バルブの機能 車両を水平な場所に置き、エア･タンク内圧力が規定の範囲にあることを確認した後、フロント、リヤのベローズの高さが規定の範囲にあることをスケールなどにより点検する。 （規定の方法により点検を行うこととされている場合には、その方法により点検する。）
○	○	57. ショック･アブソーバの損傷とオイル漏れ リフト･アップなどの状態で、目視などにより、次の点検を実施する。 （1）ショック･アブソーバにオイル漏れや損傷がないか。 （2）取付部に損傷がないか。
○	○	58. クラッチ･ペダルの遊びと切れたときの床板とのすき間 （1）クラッチ･ペダルを手で抵抗を感じるまで押し、遊びの量が規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検する。このとき、マスタ･シリンダと一体型の倍力装置付きのクラッチにあっては、エンジンを停止しクラッチ･ペダルを数回踏み込んで、タンク内圧力を大気圧にして点検する。 （2）レリーズ･フォーク先端を手で動かし、レリーズ･フォーク先端の遊びの量が規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検する。 （無調整式レリーズ･シリンダの場合は、点検は不要。） （3）アイドリング状態でパーキング･ブレーキを確実に作動させ、さらに、ブレーキ･ペダルを踏んだ状態で1速にシフトしてクラッチ･ペダルを徐々に離し、クラッチがつながる直前のクラッチ･ペダルと床板とのすき間 （又は、床いっぱいまでクラッチ･ペダルを踏み込んだ位置からのすき間）が規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検する。

○	○	59. クラッチの作用 （1）アイドリング状態でクラッチ・ペダルを踏み込んだとき、異音がなく、異常に重くないかを点検する。また、1速又は後退(リバース)への変速操作がスムーズにできるかを点検する。 （2）クラッチ・ペダルを徐々に離し発進したとき、滑りがなく、接続がスムーズであるかを点検する。
○	○	60. クラッチ液の量 リザーバ・タンクの液量が規定の範囲にあるかを目視などにより点検する。
○	○	61. トランスミッション、トランスファのオイル漏れ (M/T 車) （1）リフト・アップなどの状態で、トランスミッション及びトランスファ本体周辺(ケースの合わせ目)やオイル・シール部からオイル漏れがないかを目視などにより点検する。 (A/T 車) （2）リフト・アップなどの状態で、トランスミッション及びトランスファ本体周辺(ケースの合わせ目)やオイル・シール部からのオイル漏れがないかを目視などにより点検する。また、オイル・クーラ・ホースに亀裂や損傷がないかを点検する。 62. トランスミッション、トランスファのオイル量 (M/T 車) （1）リフト・アップなどの状態で、トランスミッション及びトランスファのフィラ・プラグを取外し、プラグ穴に指を入れるなどしてオイル量を点検する。 (オイル漏れがなければ、オイル量は正常と判断して、この点検を省略することができる。) (A/T 車) （2）水平な場所に車両を止め、バーキング・ブレーキを確実に作動させてエンジンを暖機し、アイドリング状態で、ブレーキ・ペダルを踏み込んだ状態でシフト・レバーをゆっくり各レンジにシフトした後 P レンジ(車両等によっては、N レンジ)に戻す。そして、レベル・ゲージによりオイル量を点検する。 （3）レンジ操作の際、シフト・レバーに異状な重さやがたがなく、ポジション・インジケータの表示と一致しているかを点検する。
○	○	63. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトの連結部の緩み （1）リフト・アップなどの状態で、プロペラ・シャフトのジョイント・フランジ・ヨーク取付ボルト、ナット、センタ・ベアリング・ブラケット取付ボルトに緩みがないかをスパナなどにより点検する。 （2）リフト・アップなどの状態で、ドライブ・シャフトの取付ナットに緩みがないかをスパナなどにより点検する。
	○	64. ドライブ・シャフトのユニバーサル・ジョイント部のダスト・ブーツの亀裂と損傷 リフト・アップなどの状態で、ユニバーサル・ジョイントのダスト・ブーツに亀裂や損傷がないかを目視などにより点検する。また、ブーツからのグリース漏れやブーツ・クランプの緩みがないかを目視などにより点検する。
	○	65. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトの各部のがた リフト・アップなどの状態で、プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトを手で動かし、次の点検を実施する。 （1）回転方向に動かすことで、主にスプライン部の摩耗などによるがたがないかを点検する。 （2）上下、左右に動かすことで、主に自在継手部の摩耗などによるがたがないかを点検する。
	○	66. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトのセンタ・ベアリングのがた リフト・アップなどの状態で、センタ・ベアリング付近のシャフトを手で上下、左右方向に動かし、がたがないかを点検する。
○	○	67. デファレンシャルのオイル漏れ リフト・アップなどの状態で、デファレンシャル周辺からオイル漏れがないかを目視などにより点検する。 68. デファレンシャルのオイル量 リフト・アップなどの状態で、フィラ・プラグを取り外してプラグ穴に指を入れるなどしてオイル量を点検する。 (オイル漏れがなければ、オイル量は正常と判断して、この点検を省略することができる。)
○	○	69. スパーク・プラグの状態 スパーク・プラグ(白金プラグを除く。)を取り外し、次の点検を実施する。 （1）電極に汚れや損傷、摩耗がないか、また、絶縁碍子に焼損がないかを目視などにより点検する。 （2）中心電極と接地電極とのすき間（プラグ・ギャップ）が規定の範囲にあるかをプラグ・ギャップゲージなどにより点検する。
○	○	70. 点火時期 エンジン暖機後、規定のアイドリング回転数で、タイミング・ライトなどを用いて、点火時期が適切であるかをクランク・プーリなどの合わせマークを見て点検する。
		71. ディストリビュータのキャップの状態 ディストリビュータのキャップを取り外し、目視などにより、次の点検を実施する。

	○	（1）キャップ、ロータの汚れがないか。 （2）ハイテンション・コードの差込部に緩みや錆などがないか。 （3）キャップ内側各端子(セグメント)に焼損や錆がないか。 （4）キャップの合わせ面がほこりなどで汚れていないか。 （5）センタ・ピースに損傷や摩耗がないか、また、スプリングにへたりなどがないか。
○	○	72. バッテリのターミナル部の緩みと腐食 ターミナル部が、緩みや腐食により接続状態が不良でないかを点検する。
○	○	73. 電気配線の接続部の緩みと損傷 （1）エンジン・ルーム内の電気配線について、次の点検を実施する。 ア．接続部に緩みがないかを手で動かすなどして点検する。 イ．電気配線に損傷がないか、また、クランプに緩みがないかを目視などにより点検する。 ウ．電気配線が他部品と干渉するおそれがないかを点検する。 （2）必要に応じ、シャシ各部の電気配線についても点検する。
○	○	74. 低速と加速の状態 （1）エンジンを暖機させた状態で、アイドリング時の回転がスムーズに続くかを点検する。また、回転計を用いて点検する場合は、アイドリング時の回転数が規定の範囲にあるかを点検する。 （2）エンジンを徐々に加速したとき、アクセル・ペダルに引っ掛かりがないか、また、エンスト、ノッキングなどを起こすことなくスムースに回転するかを走行するなどして点検する。
○	○	75. 排気の状態 （ガソリン車、LPG 車） （1）エンジンを十分に暖機させた状態で、回転計を用いてアイドリング回転数が規定の範囲にあるかを確認した後、排気ガスの色が白煙や黒煙でないかを目視により点検する。また、アイドリング時のＣＯ(一酸化炭素)及びＨＣ(炭化水素)の排出濃度をＣＯ・ＨＣテスタにより点検する。 （ジーゼル車） （2）エンジンを十分に暖機させた状態で、異状な黒煙を排出していないかを目視などにより点検する。
○	○	76. エア・クリーナ・エレメントの状態 エレメントを取り外し、汚れ、詰まり、損傷などがないかを目視などにより点検する。
	○	77. シリンダ・ヘッド、マニホールド各部の締付状態 シリンダ・ヘッド及びマニホールド各部の締付部に緩みがないかをトルク・レンチなどにより点検する。 (塑性域締め(角度締め)方式の場合には、この点検は不要。)
○	○	78. エンジン・オイルの漏れ リフト・アップなどの状態で、目視などにより、次の点検を実施する。 （1）シリンダ・ヘッド・カバー、オイル・パン、ドレーン・プラグなどからオイル漏れがないか。 （2）オイル・クーラ・ホースなどに劣化によるふくらみや亀裂、損傷がないか。
○	○	79. 燃料漏れ リフト・アップなどの状態で、目視などにより、次の点検を実施する。 （1）フューエル・タンク、フューエル・ポンプ、ホース、パイプ、キャブレータ、インジェクタ、ノズル・ホルダ、インジェクション・ポンプなどから燃料漏れがないか。 （2）フューエル・ホース、パイプに亀裂や損傷がないか。 （3）各ホース、パイプのクランプの取付けに緩みがないか。
○	○	80. ファン・ベルトの緩みと損傷 （1）定められたプーリ間のベルト中央部を手(約１０ｋｇ)で押したときのたわみ量が、規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検する。又は、ベルト・テンション・ゲージ(張力計)を用いてベルトの張力が規定値内にあるかを点検する。 （2）ベルト全周にわたっての内側や側面に、摩耗や損傷、亀裂がないかを目視などにより点検する。
	○	81. 冷却水漏れ （1）アイドリング状態か、又はラジエータ・キャップ・テスタで加圧した状態で、ラジエータ、ウォータ・ポンプ、ラジエータ・ホース、ヒータ・ホースなどから水漏れがないかを目視などにより点検する。 （2）ラジエータ・ホースやヒータ・ホースに劣化や損傷がないか、また、ホースのクランプに緩みがないかをスパナなどにより点検する。
	○	82. メータリング・バルブの状態 エンジンを作動させ、アイドリング状態でメターリング・バルブのインテーク・マニホールド側のホースをつまんだり放したりしたとき、バルブの作動音(カチカチ音)が発生するかを点検する。又は、メターリング・バルブの片側から通気し、反対側から通気しないことを点検する。
	○	83. ブローバイ・ガス還元装置の配管の損傷 目視などにより、次の点検を実施する。 （1）ホース、パイプなどの配管に劣化や損傷がないか。

		（2）クランプの取付状態に異状がないか。
	○	84. 燃料蒸発ガス排出抑止装置の配管等の損傷 ホース、パイプなどに損傷などがないかを目視などにより点検する。
	○	85. チャコール・キャニスタの詰まりと損傷 （1）チャコール・キャニスタのフューエル・タンク側のホースを取り外してエアを送り、詰まりがないかを点検する。 （2）パージ・コントロール・バルブのフューエル・タンクからきているホース側を強く吹いたとき通気し、キャブレータからきているホース側を強く吹いたとき通気しないこと、また、大気開放側から強く吹いたとき通気することを点検する。 （3）チャコール・キャニスタ本体に損傷がないかを目視などにより点検する。
	○	86. 燃料蒸発ガス排出抑止装置のチェック・バルブの損傷 チェック・バルブを取り外すなどして、チェック・バルブの両側から交互にエアを送り、通気状態に差があるかを手を当てるなどして点検する。
	○	87. 触媒等の排出ガス減少装置の取付けの緩みと損傷 リフト・アップなどの状態で、次の点検を実施する。 （1）触媒などの排出ガス減少装置本体の取付けに緩みがないかをスパナなどにより点検する。 （2）触媒本体に損傷がないかを目視などにより点検する。 （遮熱板に変形や損傷がなければ、この点検を省略することができる。） （3）排気温度警告装置の配線の取付けに異状がないかを目視などにより点検する。
	○	88. 二次空気供給装置の機能 二次空気供給装置用フィルタの詰まりや損傷を点検する。また、アイドリング状態で、二次空気供給装置のエア・ホースをエア・クリーナ側で外し、ホースからの空気の吸い込みを点検する。 （規定の方法により点検を行うこととされている場合には、その方法により点検する。）
	○	89. 排気ガス再循環装置の機能 エンジン暖機状態で、ＥＧＲコントロール・バルブのダイヤフラム部に手を当て、エンジン回転数を変化させたときのダイヤフラムの作動状況を確認する。
	○	90. 減速時排気ガス減少装置の機能 ダッシュ・ポットのロッドを指で押したとき抵抗感があり、指を離したとき瞬時に戻ることを確認することにより点検する。 （規定の方法により点検を行うこととされている場合には、その方法により点検する。）
	○	91. 一酸化炭素等発散防止装置の配管の損傷と取付状態 ホース及びパイプに損傷、外れなどがないかを目視などにより点検する。
	○	92. ホーンの作用 ホーンの音量及び音質を聴くことなどにより点検する。 93. ワイパー及びウィンド・ウォッシャの作用 次の点検を実施する。 （1）ウィンド・ウォッシャ液の量が適当か。 （2）ウィンド・ウォッシャ液の噴射の向き及び高さが適当か。 （3）ワイパーの低速及び高速の各作動が不良でないか。 （4）ワイパーの払拭状態が不良でないか。 94. デフロスタの作用 デフロスタを作動させ、吹き出し口（サイドを含む。）からの空気の吹き出しや風量の切り換えに異状がないかを手を当てて点検する。 95. ステアリング・ロックの作用 エンジン・キーを抜いたときステアリング・ロックが確実に作用するかを点検する。
○	○	96. エキゾースト・パイプ、マフラ等の取付けの緩みと損傷 リフト・アップなどの状態で、次の点検を実施する。 （1）エキゾースト・パイプ及びマフラの取付部、接続部に緩みがないかを手で揺するなどして点検する。 （2）エキゾースト・パイプ、マフラ及び遮熱板の取付ボルト、ナットに緩みがないかをスパナなどにより点検する。 （3）ラバー・ハンガーの劣化や損傷、取付状態を点検する。 （4）エキゾースト・パイプ、マフラ及び遮熱板に損傷や腐食がないかを点検する。 （5）エキゾースト・パイプ及びマフラが他の部分との接触のおそれがないかを点検する。 （6）エンジンを始動し、接続部などより排気ガスが漏れていないかを点検する。
	○	97. マフラの機能 エンジンを始動し、回転数を変化させ、排気音に異状がないかを聴くことなどにより点検する。
○	○	98. エア・タンクの凝水 エア・タンクのドレン・コックを開き、タンクに水がたまっていないかを点検する。

	○	99. エア・コンプレッサの機能 エア・タンクのエアを排出した後、エンジンを始動させ、アイドリング状態で、タンク内圧が規定値になるまでの所要時間を調べることにより点検する。 100. プレッシャ・レギュレータ、アンローダ・バルブの機能 エンジン運転状態で、ブレーキ・ペダルを数回踏み、タンク内圧力が下限規定値に低下したときに、自動的にエア・コンプレッサが働き、上限規定値で自動的に停止するかを点検する。
○	○	101. 高圧ガスを燃料とする燃料装置の導管、継手部のガス漏れと損傷 （1）ベーパライザ、導管及び継手部に石けん水などを塗って、ガス漏れがないかを目視などにより点検する。 （2）導管及び継手部に損傷がないかを目視などにより点検する。
	○	102. 高圧ガスを燃料とする燃料装置のガス容器取付部の緩みと損傷 ガス容器又はコンテナ取付部及びクランプに緩みがないかをスパナなどにより点検する。また、損傷がないかを目視などにより点検する。
○	○	103. 非常口の扉の機能 非常口の扉がスムーズに開き、確実に閉まるかを点検する。また、開いたときに警報装置が作動するかを点検する。
○	○	104. フレーム、ボディーの緩みと損傷 （乗用車タイプ車両等） （1）リフト・アップなどの状態で、フレーム、クロス・メンバなどのリベット、ボルトに緩みがないかをスパナなどにより点検する。また、フレーム、クロス・メンバなどに損傷などがないかを目視などにより点検する。 （2）ドア、エンジン・フード、トランク・リッドなどの各ヒンジに緩みがないかを手で動かすなどして点検する。 （貨物車タイプ車両等） （3）リフト・アップなどの状態で、フレーム、サイド・メンバ、クロス・メンバなどのリベット、ボルトに緩みがないかをスパナなどにより点検する。また、フレーム各部に損傷などがないかを目視などにより点検する。 （4）チルト式キャブにあっては、キャブ・チルト・ロック装置、ヒンジなどの各部に緩みや損傷がないかを目視などにより点検する。また、機能に異状がないかを点検する。 （5）物品積載装置、巻込防止装置、突入防止装置などの取付ボルトに緩みがないかをスパナなどにより点検する。また、物品積載装置、巻込防止装置、突入防止装置などに損傷などがないかを目視などにより点検する。 （6）ドア、エンジン・フード、バック・ドアなどのヒンジに緩みがないかを手で動かすなどして点検する。また、損傷がないかを目視などにより点検する。
	○	105. 連結装置のカプラの機能と損傷 （1）平坦な場所で、トレーラなどとの連結及び切離しがスムーズに行えるかを点検する。 （2）カプラの取付部に緩みがないかをスパナなどにより点検する。 （3）カプラ・ジョー、ジョー・ピン、シャフト及び軸受部に摩耗や損傷、がたがないかを目視などにより点検する。また、ラバー式カプラの場合には、ラバーに損傷や摩耗がないかを目視などにより点検する。 （4）カプラ・サドル(ベース)の上面に損傷や摩耗がないかを目視などにより点検する。
	○	106. 連結装置のキング・ピンの亀裂と損傷 トレーラのキング・ピン及びキング・ピン・プレートに亀裂や摩耗、損傷がないかを目視などにより点検する。また、キング・ピン取付部に損傷がないかを目視などにより点検する。
	○	107. 装置のピントル・フックとルネット・アイの損傷 ピントル・フックとルネット・アイに損傷がないかを目視などにより点検する。また、取付部に緩みがないかをスパナなどにより点検する。
	○	108. シート・ベルトの状態損傷 シート・ベルトに損傷がないかを目視などにより点検する。また、バックルを操作してかみ具合に異状がないかを点検する。
	○	109. 開扉発車防止装置の機能 乗降口の扉を開いたとき、運転席の警報装置が作動するか、また、扉を閉じた後でなければ発車しないかを点検する。
○	○	110. シャシ各部の給油脂状態 （1）シャシ各部の給抽脂の状態が十分であるかを目視などにより点検する。 （2）給油脂部のダスト・ブーツの破損、グリース・ニップルの脱落や緩みを点検する。 （3）自動給脂式のものは、自動給脂装置のスイッチを操作し、パイロット・ランプの点灯により、給脂が十分であるかを目視などにより点検する。

施設，荷役用及びその他の車両検査手順

施設，荷役用及びその他の車両の定期検査手順は前項のほかに次の追加手順を基準として実施する。

定検 I	定検 M	手順
○	○	111. キャリッジ 背当て（バックレスト）の安全度を検査する。フォークの曲りを検査し，ロック・ピンが定位置に固着されていることを確かめる。両方のフォークの水平位置は，荷物を水平に取扱えるように同一でなければならない。 ローラー及びシューの接着，摩耗，き裂及び破損を検査する。キャリッジ及びマスト・アセンブリの損傷又はアライメントが正しくないかを検査する。すべてのボルト，ナットを締め付ける。 シリンダの漏れを点検する。
○	○	112. 操作レバー リンク機構，ペダル及びケーブル全体の作動良好と給油を検査する。 ロッド，ピン，クレビス及びケーブル，プッシュ又はベアリングの状態，調整が正しいか及び確実に締っているかを検査する。キーパー，コッター，ピン及びボルトが確実に定位置に固定されていることを確認する。
○	○	113. チェン チェンの外部状態を点検し，破損過度の摩耗の有無を点検する。
○	○	114. ケーブル ケーブルの外部状態を点検し，ドラム等に整然と巻取られていることを確認する。ケーブルの破損，錆，過度の摩耗，よれこぶ，及びより線の断線の有無を点検する。
○	○	115. シリンダ シール，ガスケット，ブーツ，パッキン及び配管の機能，良好，取付けの確実及び漏えいを点検する。 ピストン・ロッド，パッキン押えを閉める（ロッドの表面には薄い膜が必要であるから余り閉めつけ過ぎてはいけない。）
	○	116. 油圧ポンプ 往復運動式，遠心式，ダイヤフラム式ポンプ，ピストン，インペラ，ダイヤフラム及びシャフトの漏れ，アライメント及び過度の摩耗を検査する。
○	○	117. 一般漏えい １６項の一般漏えい（エンジン関係）以外の水，空気，油，系統の漏えいを綿密に点検する。 ローラー・ベアリング，シャフト及びローラーの摩耗を点検する。ローラーは円滑に回転することを確かめる。 ローラーの通路は清浄にして平滑でなければならない。
○	○	118. 旋回機構 作動良好，取付けの確実を点検し，摩耗度は，使用可能程度を越えていないかを確かめる。給油の適正を点検する。
○	○	119. マスト本体，ブーム 全般的状態を点検する。メンバーの破損と安全度，シープの過度の摩耗あるいはケーブルを損傷するおそれのあるフランジの破損を点検する。プッシュとピンの過度の摩耗を点検し，ピン，リテーナが確実であることを確認する。ブーム・ケーブルのよれこぶ及びより線のすり切れ又は断線を点検する。ケーブルは折損するおそれがある前に交換する。すべての取付けを確実に締め付ける。
○	○	120. 安全クラッチ，減速機構 機能良好，正規の調整，取付けの確実並びに油漏れを点検する。
○	○	121. ド　ラ　ム 外部状態を点検，機能良好及びアライメントを点検する。 ドラムのベアリングの過度の摩耗を点検し，シールは良好な状態である ことを確認する。
○	○	122. 昇降機構 作動良好，取付状態の確実，アライメント及び給油を点検する。ハウジング のシールとガスケットの漏れ及び亀裂を点検する。ドラムのプッシュが作動に影響するほど摩 耗していないか点検する。ケーブルの錆，過度の摩耗，よれこぶ，及びより線の断線を点検す る。ケーブルはドラムに整然と巻き取られているかを確認する。シープ，ベアリングと取付け の状態を点検する。シープ（つな車）はケーブルをいためつけるほど破損又は摩耗していないか を点検する。
○	○	123. コンミュテータ及びブラシ コンミュテータ及びブラシの摩耗状態並びに，レギュレータの機能を点検す る。

		コンミュテータ，ベアリングの摩耗と油止めの漏れを点検する。 オイル及びグリースが過度にないことを点検し汚れがあれば清掃する。
○	○	124. コントローラ スイッチ，ギヤー，配線及びサーキット・ブレーカの作動状態の，点検，すべての部品が正しく確実に取付けてあること及び電気的接続が確実であることを点検する。すべての取付ボルトを確実に締めつけること。
○	○	125. パワー・テーク・オフ 機能良好，正規の調整取付けの確実及び漏れを次ぎの個所について点検する。 プロペラ，シャフト，ユニバーサル・ジョイント，ピロー・ブロック，ドライブ・チェン，スラック，アジャスタ，コントロール・レーバー
○	○	126. 索導器（FAIRLEAD）　（クレーン全般に適用） プッシュ，ピン，シープ及びマウンティングの過度の摩耗を点検する。ケーブルの摩耗，より線のすり切れ又は折損並びにフラット・スポットを点検する。
○	○	127. クレーン・アタッチメント ブームの各軸受部，溶接部及び全般について点検する。割れ，歪，損傷等の有無を点検する。 各シーブの変形，溝の著しい摩耗及びフランジの変摩耗等の有無を点検する。 軸と軸金の摩耗を点検し，間隙が規定以上のときは点検する。
○	○	128. キャタピラ キャタピラに変形，き裂等が入っていないか点検する。センター・ガイドの摩耗による破損はどうか。 リベットのゆるみはないかを調べ，過度の摩耗及び破損があれば交換する。 連結チェンのマスター・ピンが確実に締っているかを点検する。破損又は過度に曲ったトラック・シールは交換する。
○	○	129. 排土板及びスクレーパ 排土板，サークル・ピン，キング・ピン，ピボット・ソケット及びホールの過度の摩耗と全般的状態を点検する。取付ボルトのゆるみ点検，スクレーパに変形及び破損はないか，過度の摩耗又はき裂の有無を点検する。
○	○	130. フイフス・ホイール 締付け，取付けが正常な状態であり，ゆるみ，破損等がなく作動が良好であるか点検する。 給油の状態を検査する。キング・ピン・ロックは正しく作動するか，キング・ピンに過度の摩耗はないかを点検する。
○	○	131. 補　助　脚 補助脚を手動しその作動状態を点検する。 各締付部，取付部が正常であるか，破損がないか点検する。
○	○	132. キング・ピン キング・ピンは正常な状態にあるか，摩耗破損等の欠陥がないか作動状態が良好か，カップラとの結合個所は完全であるか点検する。